

北海道における農地集積・ 集約化をめぐる情勢

令和5年7月

北海道農政部農業経営局
農業経営課

目次

1 担い手の動向	P1
2 農地の動向と土地利用	P7
3 農地中間管理事業をめぐる状況	P20
4 人・農地プランの実質化の動向	P30

1 担い手の動向

(減少が続く農家戸数)

- 販売農家戸数（令和3年以降は「販売のあった経営体数」）は年々減少し、令和4年は3万1,900戸となっている。

(専業農家の割合が低下)

- 専兼別の販売農家戸数の推移をみると、平成30年以降専業農家の割合が減少傾向にあり、平成31年は専業農家が2万2,700戸（販売農家の64.7%）、兼業農家が1万2,400戸（同35.3%）となっており、専業農家は前年対比で3.5ポイント減少している。

(都府県に比べて高い主業農家率)

- 令和4年の本道の販売のあった経営体数3万1,900戸のうち主業農家2万1,300戸と66.8%を占め、都府県の21.1%と比べ、高い主業農家率となっている。

※販売農家

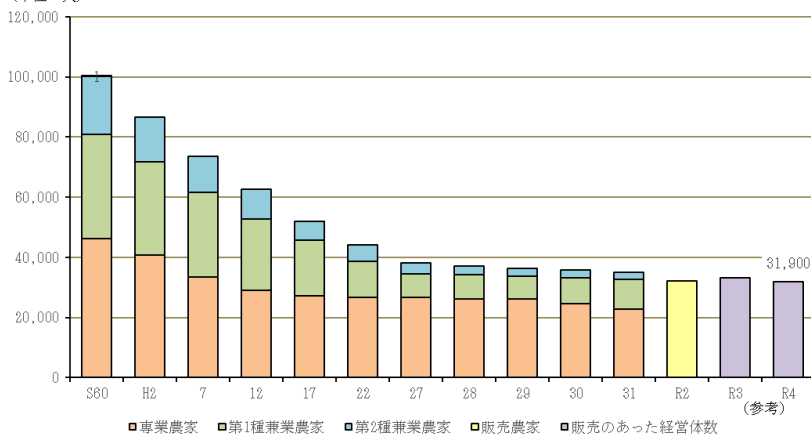
経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

※主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家

■販売農家戸数の推移

(単位：人)



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注1：R2以降は専業農家のデータはなし

注2：R3以降は「販売農家戸数」のデータは無いため、「販売のあった経営体数」を記載

■専兼別販売農家戸数の推移

(単位：戸)

区分	17	22	28	29	30	31
販売農家	51,990	44,050	37,200	36,300	35,900	35,100
専業農家	27,120	26,693	26,200	26,100	24,500	22,700
	52%	61%	70%	72%	68%	65%
兼業農家	18,496	11,963	7,900	7,700	8,800	10,000
第1種	36%	27%	21%	21%	25%	28%
第2種	6,374	5,394	3,100	2,500	2,600	2,400
	12%	12%	8%	7%	7%	7%

資料：「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注：下段は販売農家数に占める割合

注：R2以降は専業農家のデータはなし

■北海道と都府県の農家数の状況

区分	R2		R3		R4	
	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県
R2：販売農家	32,232	1,027,892	33,200	916,800	31,900	867,900
R3以降：販売のあった経営体数						
主業農家	21,910 (68%)	208,945 (20%)	22,100 (67%)	200,300 (22%)	21,300 (67%)	183,500 (21%)
準主業農家	848 (3%)	141,690 (14%)	1,000 (3%)	134,800 (15%)	700 (2%)	125,200 (14%)
副業農家	7,808 (24%)	656,141 (64%)	6,700 (20%)	626,500 (68%)	6,400 (20%)	597,900 (69%)

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注：括弧内は販売農家数に占める割合

注：主業、準主業、副業農家数は個人経営体のみのため100%とはならない。

(減少が進む農業従事者)

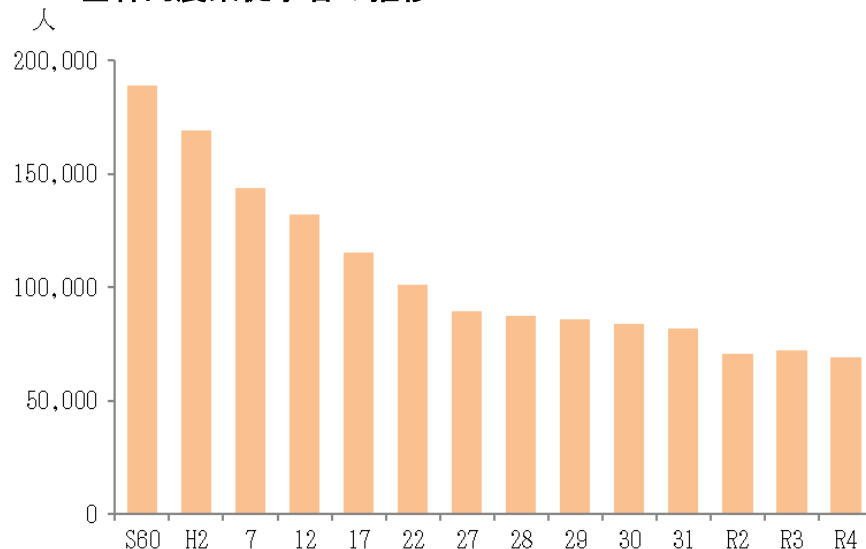
- 基幹的農業従事者は年々減少していたが、令和4年は6万9,300人と、令和3年の7万2,100人から2,800人減少している。

※基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者

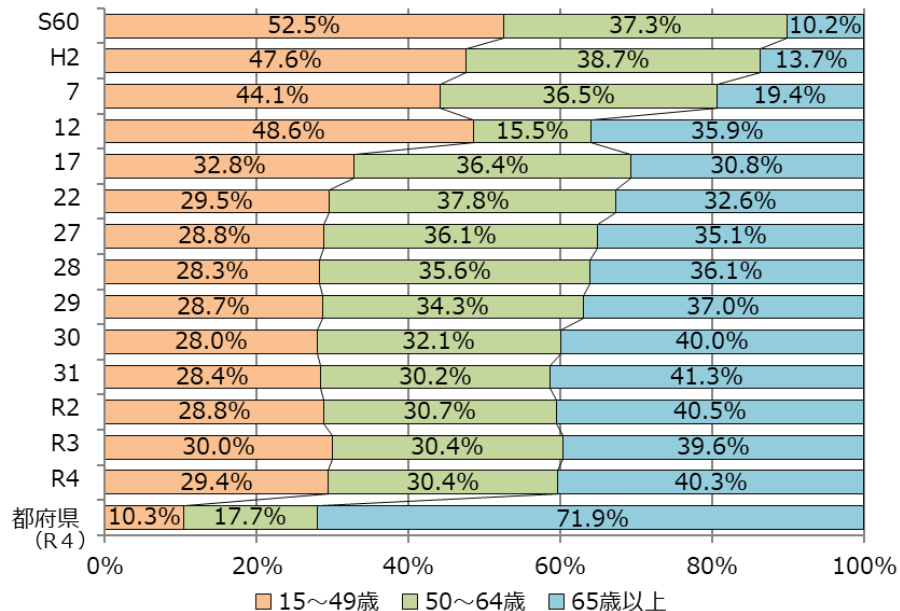
- 基幹的農業従事者の年齢階層別の推移(割合)をみると、令和4年は都府県は65歳以上が71.9%であり、本道においても、65歳以上が40.3%でやや増加傾向、15～49歳が29.4%と前年から0.6ポイント減少している。

■ 基幹的農業従事者の推移



資料：農林水産省「農業構造動態調査」

■ 基幹的農業従事者の年齢階層別の推移（割合）



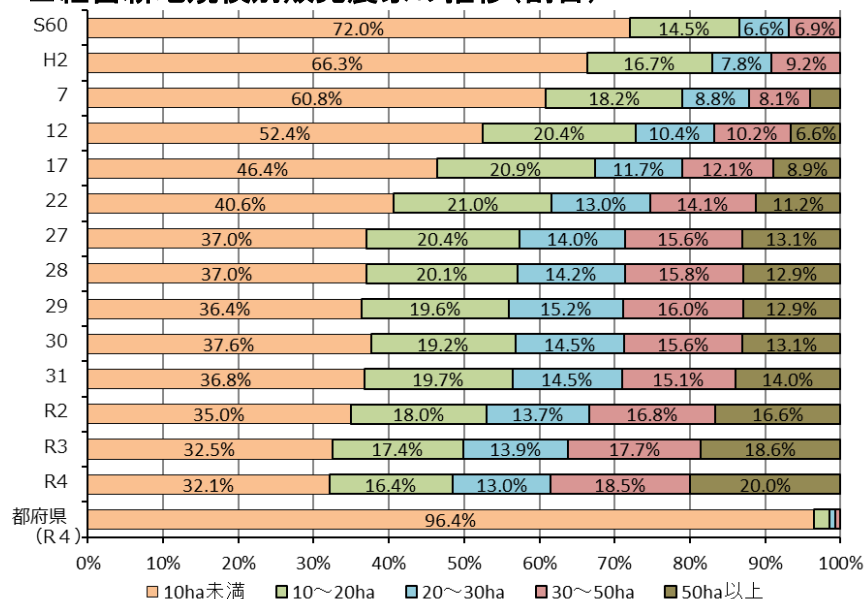
資料：農林水産省「農業構造動態調査」

(進む経営規模の拡大)

- 販売農家の経営耕地規模別の割合をみると、農家戸数が減少する中で、規模拡大が進んでおり、令和4年は20ha以上の層が占める割合は全体の51.5%となっている。特に、30ha以上の層が増加傾向であり、全体の38.5%となっている。

- 1戸当たりの平均経営規模は、令和4年で33.1haと都府県の2.3haの14.4倍となっている。

■経営耕地規模別販売農家の推移(割合)



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」
注：R2以降は「経営耕地規模別経営体数」

■販売農家1戸当たり経営耕地面積の比較

区分		経営面積
北海道 (a)	H17年	19.8 ha
	22年	24.3
	27年	26.5
	31年	25.4
	R2年	29.4
	R4年	33.1
都府県 (b)	H17年	1.3 ha
	22年	1.6
	27年	1.8
	31年	1.8
	R2年	2.1
	R4年	2.3
(a/b)	H17年	15.2 倍
	22年	15.2
	27年	14.7
	31年	14.3
	R2年	14.0
	R4年	14.4

(減少傾向にある認定件数)

- 認定農業者は、経営所得安定対策をはじめスーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業、農業経営基盤強化準備金などの支援措置が講じられていることなどから、制度創設の平成5年以降徐々に増加し、平成22年にはピークの3万2,304件となっている。

その後、離農や法人化などにより、道内の認定件数は減少傾向が続いており、令和4年は前年より532件減の2万7,837件となっている。

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村、都道府県または国によりその計画の認定を受けた者(家族経営協定を締結した場合は1戸で複数の者が認定される)

令和2年4月以降は、複数市町村に跨る農業経営改善計画は、複数市町村の区域が一の都道府県内である場合は都道府県知事が、都道府県域を超える場合は農林水産大臣が認定する(基盤法第13条第2項)。

(増加傾向にある農地所有適格法人数の推移)

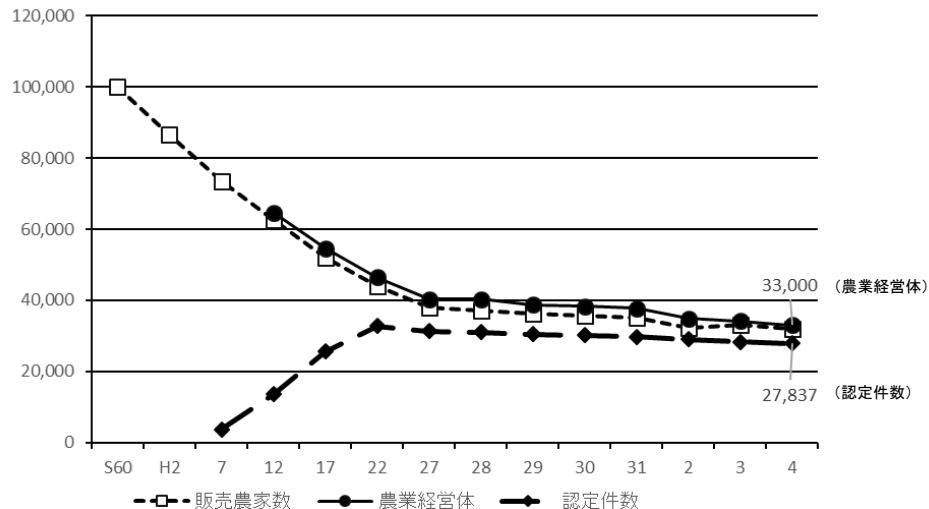
- 本道の農地所有適格法人(旧農業生産法人)は、平成に入ってから増加傾向にあり、令和4年1月現在で3,889法人となっている。
- また、認定農業者のうち法人形態のものは、令和4年3月末現在で、令和3年の3,653件に比べ116件増の3,769件となっており、認定農業者全体の13.5%で全体に占める割合が増加している。

※農地所有適格法人

28年4月の農地法改正により「農業生産法人」から名称が変更。農業経営を目的に、農地を所有することができる法人を指す。(農地法2条3項)

■認定農業者等の担い手数の推移

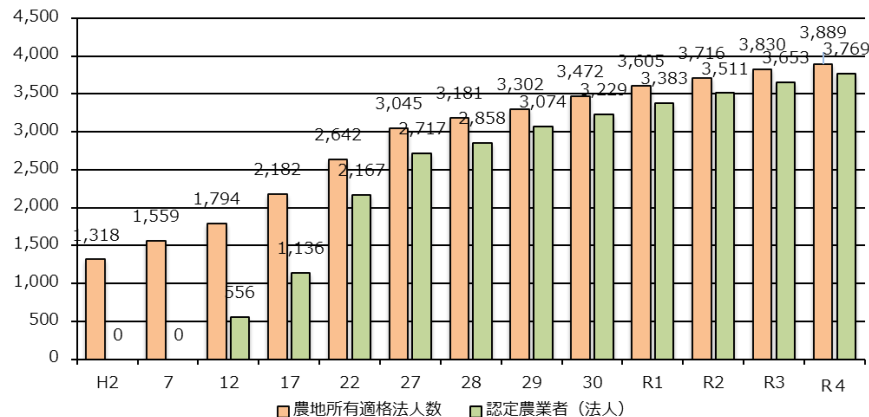
(単位: 戸、経営体、人)



資料: 農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、北海道農政部調

■農地所有適格法人数等の推移

(単位: 経営体)



資料: 農林水産省「農地法の施行状況に関する調査」、北海道農政部調べ

農地所有適格法人: 各年1月現在、認定農業者数: 各年3月末現在

(認定農業者の営農類型別の推移)

○ 認定農業者を営農類型別で見ると、令和4年は、酪農単一経営が4,879件、稲作単一経営が3,162件、野菜単一経営が1,537件、複合経営が1万5,370件となっており、認定農業者数がピークだった平成22年度に比べ、酪農単一経営が931件の減少、稲作単一経営が640件の増加、野菜単一経営が361件の増加、複合経営が3,449件の増加となっている。

○ 令和3年に比べ、令和4年は、酪農単一経営が81件の減少、稲作単一経営が54件の増加、複合経営が554件の減少となっており、うち法人は酪農単一経営が45件の増加、稲作単一経営が8件の増加、複合経営が26件の増加となっている。

■認定農業者の営農類型別認定状況

(単位：件)

営農類型	17	22	28	H29	H30	うち法人	H31	うち法人	R2	うち法人	R3	うち法人	R4	うち法人	増減 (R4-R3)	うち法人 (R4-R3)	
	単一経営	稲作	2,437	2,522	3,487	3,313	3,285	150	3,316	169	3,061	168	3,108	196	3,162	204	54
麦作		145	223	237	247	239	21	264	24	284	27	235	26	261	28	26	2
雑穀・いも類・豆類		321	531	795	824	792	76	825	77	814	77	697	73	646	67	▲ 51	▲ 6
工芸作物		15	11	24	25	25	15	25	14	23	13	32	15	35	15	3	0
露地野菜		644	766	935	900	874	98	843	97	856	99	843	103	874	112	31	9
施設野菜		273	410	626	654	630	58	647	54	642	54	655	64	663	76	8	12
果樹類		56	71	85	94	85	27	100	30	104	33	94	33	119	38	25	5
花き・花木		168	176	171	190	188	23	189	23	165	22	156	23	169	23	13	0
その他の作物		54	83	107	114	116	45	123	43	140	53	144	54	158	58	14	4
酪農		5,371	5,810	5,467	5,390	5,280	699	5,180	756	5,024	786	4,960	822	4,879	867	▲ 81	45
肉用牛		371	696	738	760	790	234	820	253	837	252	815	260	809	271	▲ 6	11
養豚		66	122	102	99	96	77	94	74	98	80	98	80	89	75	▲ 9	▲ 5
養鶏		21	25	21	24	21	15	23	16	28	20	30	21	31	24	1	3
その他の畜産		317	527	546	587	588	303	596	313	614	324	578	329	572	331	▲ 6	2
計	10,259	11,973	13,341	13,221	13,009	1,841	13,045	1,943	12,690	2,008	12,445	2,099	12,467	2,189	22	90	
準単一複合経営	5,098	8,050	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
複合経営	11,683	12,281	17,715	17,276	17,137	1,388	16,696	1,440	16,288	1,503	15,924	1,554	15,370	1,580	▲ 554	26	
合計	27,040	32,304	31,056	30,497	30,146	3,229	29,741	3,383	28,978	3,511	28,369	3,653	27,837	3,769	▲ 532	116	

注) 「単一経営」は主位部門の農産物販売額が80%以上の経営

「準単一複合経営」とは、農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物販売金額の60%以上80%未満を占める経営

「複合経営」とは、農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない経営(22年度までは60%に満たない経営)

資料：担い手及びその農地利用の実態に関する調査(農業経営課)

(認定新規就農者数の推移)

- 令和4年度の認定新規就農者の認定状況は、前年より16経営体減少し、525経営体となっている。

認定新規就農者のうち、青年が64%、共同申請が23%となっており、令和2年までは共同申請による認定は増加傾向であったが、近年は減少傾向となっている。

※認定新規就農者

基盤法第14条の4第1項に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体(H26年度～)。

青年:原則として18歳以上45歳未満(基盤法第4条第2項及び施行規則第1条)

中高年:65歳未満であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有するもの

法人:農業に従事する青年及び中高年が役員の過半数を占める法人

共同申請:農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第5の2の3の(4)に規定する申請

(新規就農者の推移)

- 令和3年における道内の新規就農者総数は477人となっており、令和元年からは500人を下回っている。

- 新規就農者全体のうち、新規学卒者が30.6%、Uターン就農者が42.6%、新規参入者が26.8%となっている。

平成24年度に始まった農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)の活用などにより、近年、新規参入者数は120人程度で推移している。

※新規就農者の区分

・新規学卒就農者:農家出身者で学校を卒業後直ちに、又は、卒業後に研修を経て就農した者

・Uターン就農者:農家出身者で他産業に従事した後、就農した者

・新規参入者:自ら農地を取得するなどして、新たに就農した者

■認定新規就農者数の推移

年	区分	青年等就農計画認定数				
		うち青年数	うち中高年数(青年以外の個人数)	うち法人数	うち共同申請によるもの数	
H27		132	96 (72.7%)	5 (3.8%)	5 (3.8%)	26 (19.7%)
28		320	226 (70.6%)	18 (5.6%)	15 (4.7%)	61 (19.1%)
29		428	288 (67.3%)	20 (4.7%)	17 (4.0%)	103 (24.1%)
30		516	343 (66.5%)	24 (4.7%)	24 (4.7%)	125 (24.2%)
31		575	368 (64.0%)	29 (5.0%)	28 (4.9%)	150 (26.1%)
R2		563	345 (61.3%)	32 (5.7%)	33 (5.9%)	153 (27.2%)
R3		541	332 (61.4%)	38 (7.0%)	28 (5.2%)	143 (26.4%)
R4		525	338 (64.4%)	39 (7.4%)	25 (4.8%)	123 (23.4%)

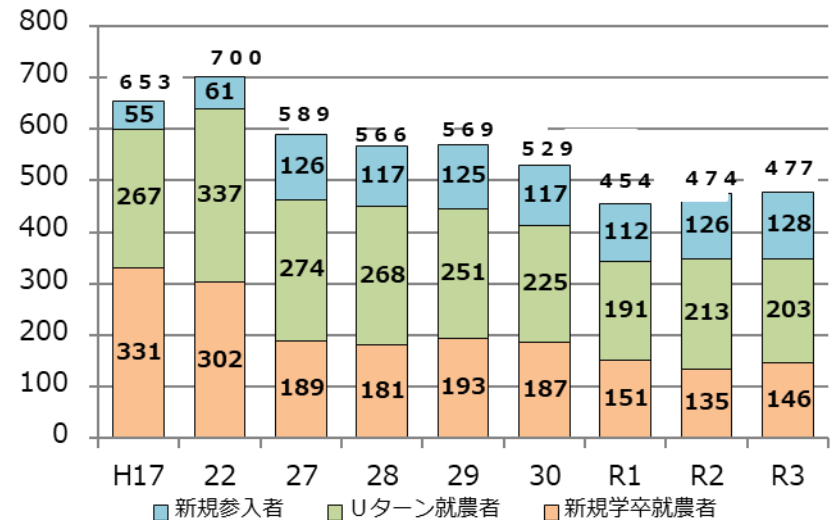
資料:北海道農政部調べ

注1 括弧内は青年等就農計画数に占める割合。

注2 調査時点は各年3月末。

■新規就農者数の推移

(単位:人)



資料:北海道農政部調べ

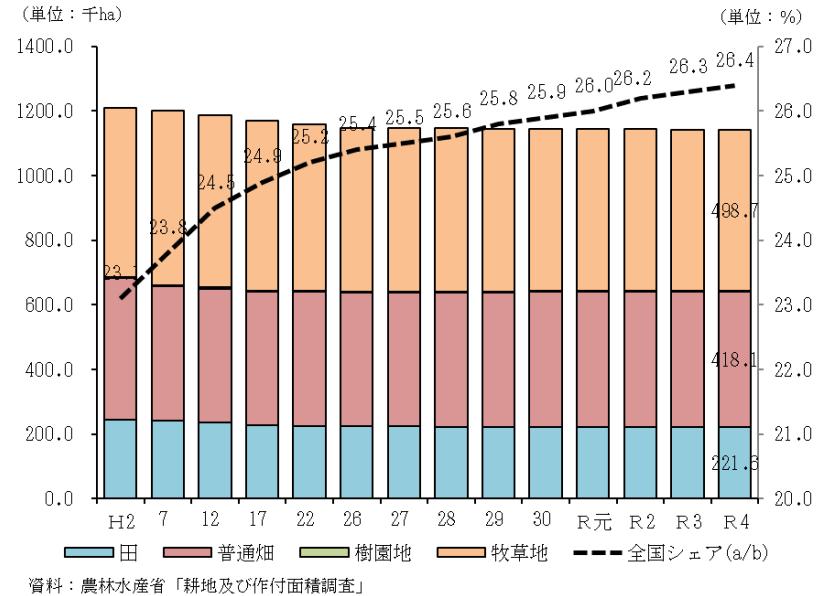
2 農地の動向と土地利用

(減少する耕地面積)

- 耕地面積は、平成2年の120万9千haをピークに、かい廃面積が草地開発等による拡張面積を上回って推移していることなどから減少しており、令和4年は114万1千haで前年から1,100ha減少している。

- 全国の耕地面積に占める本道の耕地面積のシェアは、令和4年には26.4%となっており、年々増加している。

■ 耕地面積等の推移



(単位：千ha, ％)

年	田	普通畑	樹園地	牧草地	北海道計(a)	全国計(b)	全国シェア(a/b)
H2	243.1	438.7	4.0	523.0	1,208.8	5,243	23.1
7	239.8	417.8	3.8	540.2	1,201.6	5,038	23.8
12	236.4	413.8	3.6	533.5	1,187.3	4,830	24.5
17	227.7	412.2	3.4	525.4	1,168.7	4,692	24.9
22	225.1	414.3	3.0	515.9	1,158.3	4,593	25.2
26	223.4	414.2	2.9	507.5	1,148.0	4,518	25.4
27	223.0	414.9	2.9	506.7	1,147.5	4,496	25.5
28	222.6	415.8	2.9	504.8	1,146.1	4,471	25.6
29	222.3	416.3	3.0	503.4	1,145.0	4,444	25.8
30	222.2	417.2	3.0	502.1	1,144.5	4,420	25.9
R元	221.9	417.2	3.0	501.5	1,143.6	4,397	26.0
R2	222.0	417.6	3.0	500.8	1,143.4	4,372	26.2
R3	222.0	417.6	3.0	500.0	1,142.6	4,349	26.3
R4	221.6	418.1	3.1	498.7	1,141.5	4,325	26.4

(農地の権利移動の動向)

- 権利移動のあった農地及び採草放牧地は、近年は減少傾向にあり、令和元年は9万1,864haで前年対比1,283haの減となっている。このうち、経営規模拡大につながる「売買と賃貸借による権利移動面積」は、全体の74.7%の6万8,649haとなっており、前年に比べ1,294haの増となっている。
- 令和元年における権利移動のあった面積に占める売買と賃貸借の割合をみると、売買が24.7%、賃貸借が50.1%となっており、近年、賃貸借の割合は50%程度で推移している。

(荒廃農地の動向)

- 荒廃農地面積は、令和2年で2,093haで、そのうち再生利用が可能な荒廃農地が669ha、再生利用が困難な農地は1,424haとなっている。

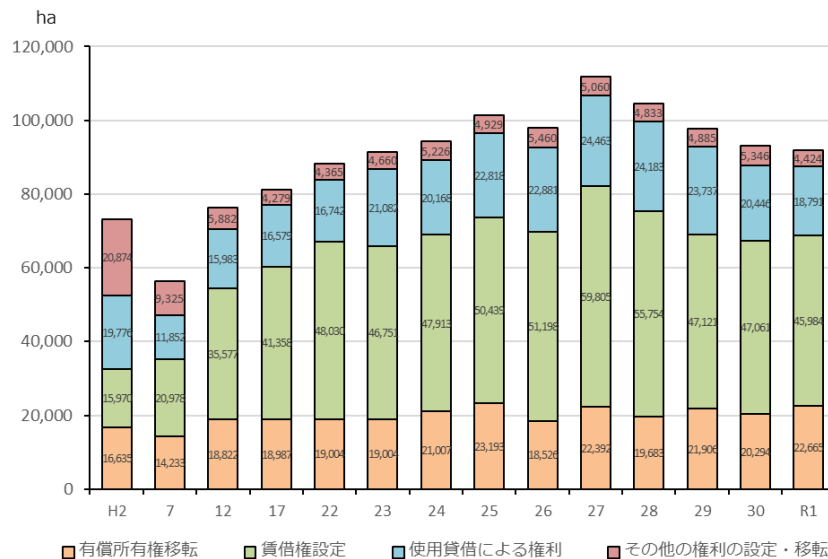
※荒廃農地

現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

※再生利用が可能な荒廃農地

拔根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業が可能となると見込まれる農地。

■ 農地及び採草放牧地の権利形態別移動面積の推移



資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（21年まで）及び「農地権利移動の借賃等調査」（22年から）

注：1) 権利移動面積には、農地保有合理化事業による権利移動（＝買入れ、一時貸付、売渡し等）の面積が含まれている。

2) 賃貸借及び使用貸借は、権利の設定のみで、贈与等移転は「その他」に含まれる。

■ 北海道における荒廃農地の面積

(単位: ha)

調査年	荒廃農地面積計		再生利用が可能な荒廃農地面積計		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地面積計		再生利用された面積	
	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	
H26	3,587	2,510	1,898	1,462	1,689	1,048	375	306
27	3,628	2,242	1,978	1,436	1,650	806	270	220
28	3,126	1,918	1,266	871	1,860	1,047	407	310
29	3,050	1,917	1,195	862	1,855	1,054	157	115
30	2,377	1,426	872	625	1,505	801	218	187
R元	2,029	1,227	752	550	1,277	677	83	67
R2	2,093	1,218	669	485	1,424	733	50	40

- 注：
- 1 調査期日及び調査期間
荒廃農地の各面積：令和2年11月30日現在
再生利用された面積：令和元年12月1日～令和2年11月30日
 - 2 「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のこと。
 - 3 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「拔根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のこと。
 - 4 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」のこと。
 - 5 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

(農地の権利移動の純増面積の推移)

- 同一人の当事者による利用権の再設定、(公財)北海道農業公社による農地売買等事業の買入面積や農地中間管理権設定面積及び使用貸借や贈与等を除いた農地の権利移動の純増面積は、近年5万ha前後で推移しており、令和元年は5万1,746haとなっている。
- 権利移動の純増面積に占める売買の割合は約30%、賃貸借の割合は約70%で推移しており、令和元年は売買が33.2%、賃貸借が66.8%となっている。

■農地の権利形態別移動面積の推移

(単位：ha, %)

区 分	S60	H2	7	12	17	22	25	26	27	28	H29	H30	R1
売 買 ①	15,515	16,635	14,233	18,822	18,987	19,044	23,194	18,526	22,392	19,683	21,906	20,294	22,665
うち機構の買入分 ②	3,349	3,701	6,872	6,438	5,785	4,953	7,183	6,302	6,567	5,909	4,888	4,810	5,470
賃 貸 借 ③	9,936	15,970	20,978	35,577	41,358	48,030	50,439	51,198	59,805	55,754	47,121	47,061	45,984
うち機構の借入分 ④	-	-	-	-	-	-	-	3,549	9,550	1,278	1,095	632	625
うち同一人の利用権再設定面積 ⑤	1,412	1,622	2,532	4,082	9,570	14,355	15,247	13,633	13,915	16,422	11,021	11,721	10,808
使用貸借 ⑥	16,407	19,776	11,852	15,983	16,579	16,742	22,819	22,881	24,463	24,183	23,737	20,446	18,791
うち機構の借入分 ⑥'	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他 ⑦	25,163	20,873	9,325	5,881	4,280	4,364	4,928	5,459	5,060	4,833	4,885	5,346	4,424
計 ⑧=①+③+⑥+⑦	67,021	73,254	56,388	76,263	81,204	88,180	101,380	98,064	111,720	104,453	97,649	93,147	91,864
うち売買と賃貸借の計 ⑨=①+③	25,451	32,605	35,211	54,399	60,345	67,074	73,633	69,724	82,197	75,437	69,027	67,355	68,649
権利移動の純増面積 ⑩=②-④-⑤-⑦	20,690	27,282	25,807	43,879	44,990	47,766	51,203	46,240	52,165	51,828	52,023	50,192	51,746
売 買 ⑪=①-②	12,166	12,934	7,361	12,384	13,202	14,091	16,011	12,224	15,825	13,774	17,018	15,484	17,195
全体に占める売買の割合 ⑫=⑪÷⑩	58.8	47.4	28.5	28.2	29.3	29.5	31.3	26.4	30.3	26.6	32.7	30.8	33.2
賃 貸 借 ⑬=③-④-⑤	8,524	14,348	18,446	31,495	31,788	33,675	35,192	34,016	36,340	38,054	35,005	34,708	34,551
全体に占める賃貸借の割合 ⑭=⑬÷⑩	41.2	52.6	71.5	71.8	70.7	70.5	68.7	73.6	69.7	73.4	67.3	69.2	66.8

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（21年まで）、「農地権利移動・借賃等調査」（22年から）、北海道農政部調べ□

注1：「売買」、「賃貸借」等の権利移動面積には、農地保有合理化事業等による権利移動(買入れ、一時貸付、売渡し等)の面積が含まれる。

2：「賃貸借」及び「使用貸借」は、権利の設定のみで、贈与等の移転は「その他」に含まれる。

3：②「公社の買入分」は、(公財)北海道農業公社による機構事業(特例事業)の買入の年度内の実績をいう。

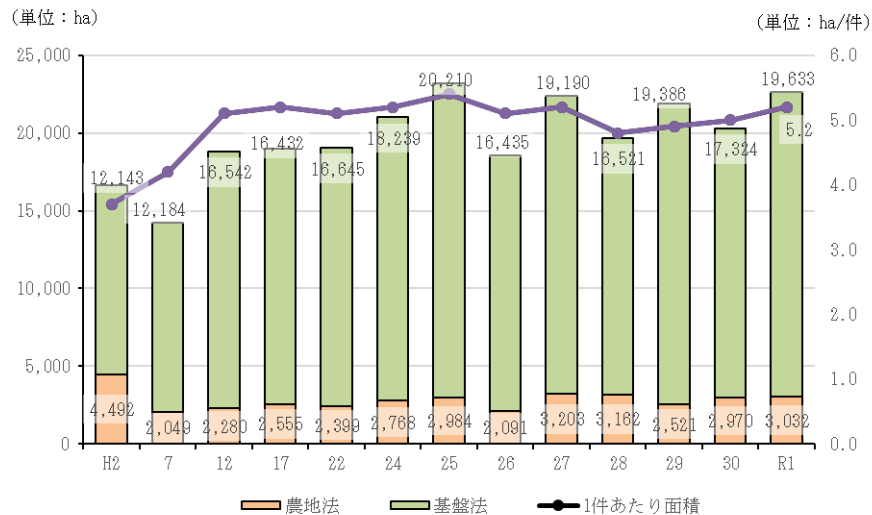
4：④「機構の借入分」は、農地中間管理機構が設定された賃貸借面積の年度内の実績をいう。

5：⑤「同一人の利用権再設定面積」は、農地の出し手と受け手が同一人で利用権が再設定された実績であり、暦年である。□

(所有権移転の動向)

- 所有権に係る権利移動（有償）は、年間約4,000件、20,000ha程度で推移しており、令和元年は移動した面積が22,665ha、そのうち農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」という。）による移動が19,633haで86.6%、農地法による移動が3,032haで13.4%となっている。

■ 有償所有権移転の推移

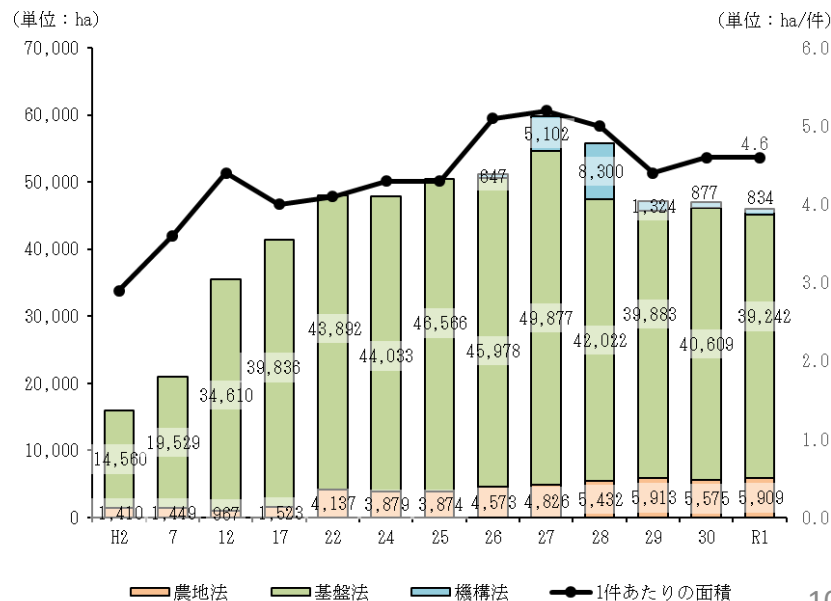


資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（21年まで）及び「農地権利移動の借賃等調査」（22年から）

(賃借権設定・移転の動向)

- 賃借権の設定・移転に係る権利移動は、年間約10,000件、50,000ha程度で推移しており、令和元年は移動した面積が45,985ha、そのうち基盤法による移動が39,242haで85.3%、農地法による移動が5,909haで14.7%となっている。

■ 賃借権設定・移転の推移



資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（21年まで）及び「農地権利移動の借賃等調査」（22年から）

(使用貸借権設定の動向)

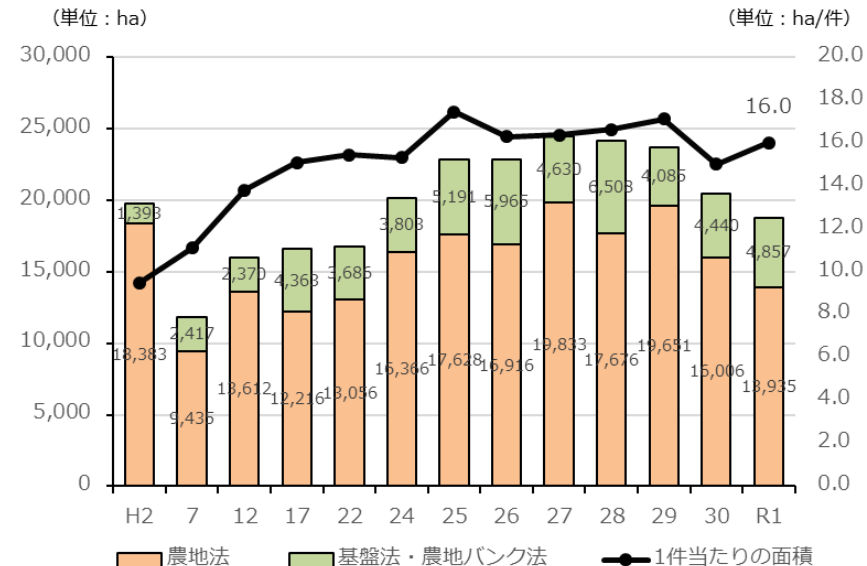
- 使用貸借の設定・移転に係る権利移動は、年間1,300件、20,000ha程度で推移しており、令和元年は移動した面積が18,792ha、そのうち農地法による移動が13,935haで74.2%、基盤法及び農地バンク法による移動が4,857haで25.8%となっている。

(適用法令別利用権の設定期間別面積の動向)

- 農地法及び基盤法による農地の賃借権の存続期間は、3～6年が多く、令和元年は面積でそれぞれ全体の42.6%、60.2%を占めている。

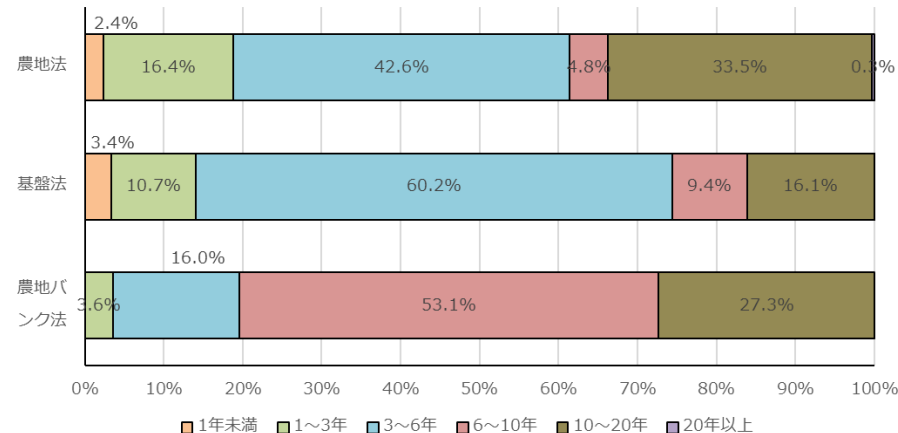
農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「農地バンク法」という。）による農地の賃借権の存続期間は、6～10年が多く、令和元年は面積で全体の53.1%を占めている。

■ 使用貸借権設定の推移



資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（21年まで）及び「農地権利移動の借賃等調査」（22年から）

■ 適用法令別利用権の設定期間別面積の構成（令和元年）



資料：農林水産省「農地権利移動・借賃等調査」

(担い手への農地の利用集積の動向)

- 本道の令和4年の耕地面積114万1千haのうち、認定農業者等の担い手(認定農業者、市町村基本構想水準到達者など)への農地の利用集積面積は、令和5年3月末現在で約104万5千haと全体の91.6%(昨年より0.2ポイント増加)となっている。

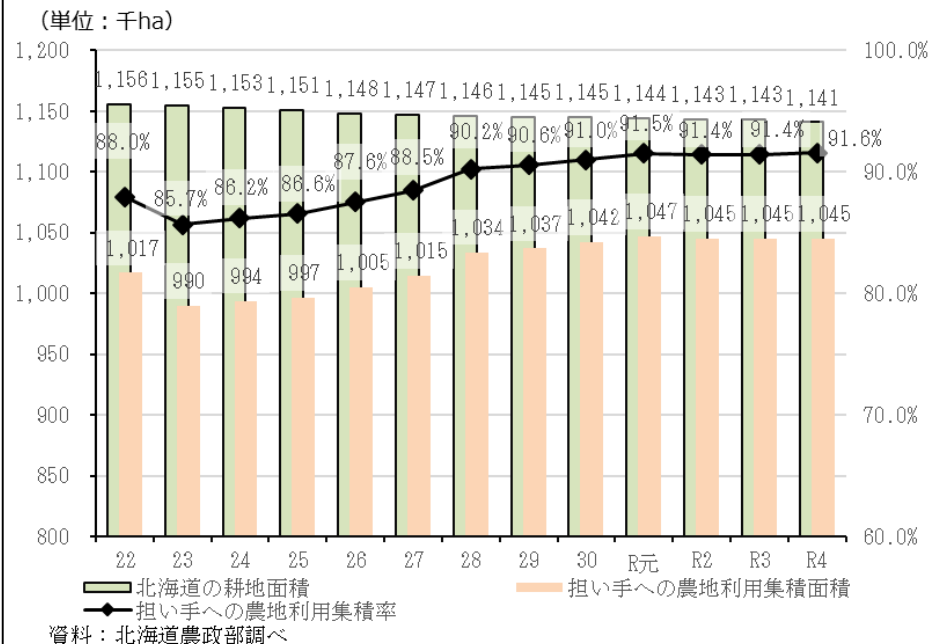
※担い手の区分

- 1 認定農業者
- 2 認定新規就農者
- 3 基本構想水準到達者：以下のいずれかに該当する経営体。
 - ア 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体。
 - イ 農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している経営体。
- 4 集落営農経営(特定農業団体)
 - 基盤法第23条第4項に基づき、地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織。
- 5 集落営農経営(集落営農組織)
 - 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている任意組織。

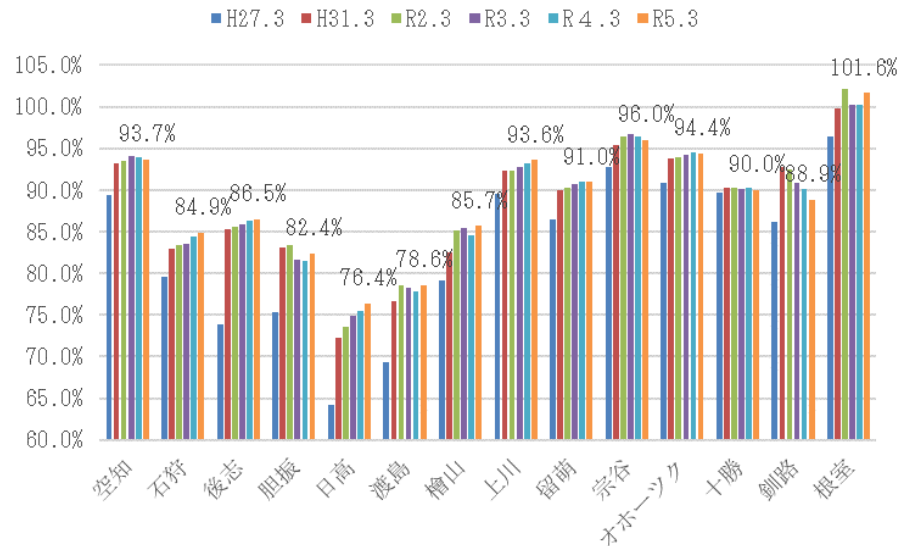
(地域別の農地の利用集積率の状況)

- 令和5年3月末時点の担い手への農地の利用集積率は、全道で91.6%となっており、振興局別では、根室101.6%、宗谷96.0%、オホーツク94.4%の順で高く、日高76.4%、渡島78.6%、胆振82.4%の順で低くなっている。

■ 担い手への農地利用集積面積の推移



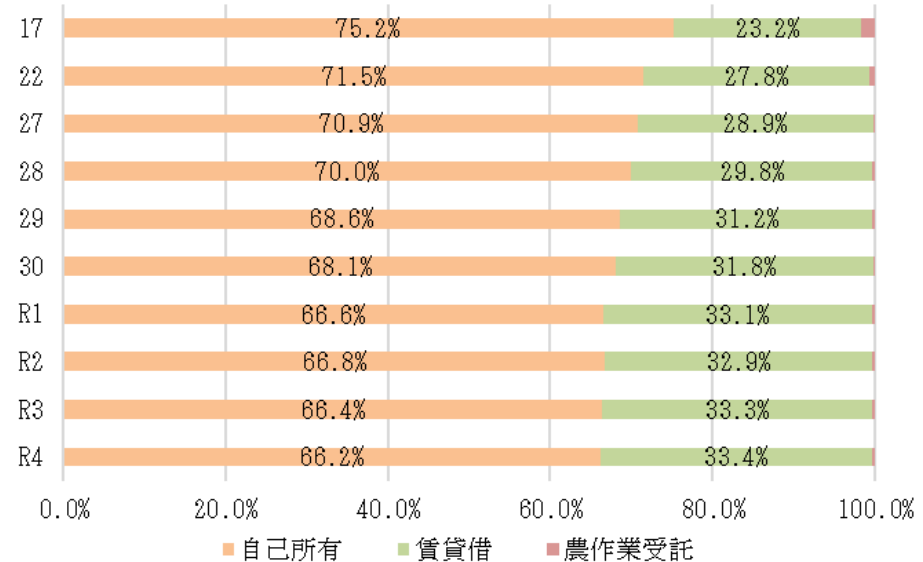
■ 担い手への農地利用集積率の振興局別の推移



(賃貸借による担い手への農地の利用集積の状況)

- 担い手への農地利用集積の形態別の割合は、平成17年度は、自己所有地が75.2%、賃貸借が23.2%、農作業受託が1.6%であったが、令和4年度は、自己所有地が9.0ポイント減少の66.2%、賃貸借が10.2ポイント増加の33.4%、農作業受託が1.2ポイント減少の0.4%と、賃貸借による農地の利用集積の割合が高まっている。

■ 担い手への農地集積面積の形態別の推移



資料：北海道農政部調べ

(農地価格と賃貸料の推移)

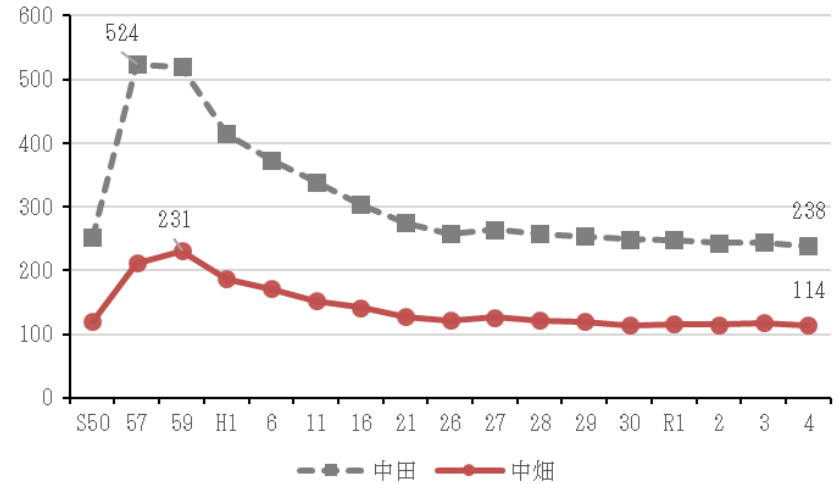
○ 農地価格は、昭和60年頃をピークに低下しており、令和4年は、10a当たりで中田が23万8千円、中畑が11万4千円で、ピーク時の5割程度の水準となっている。

○ 農地の契約賃貸料についても、農地価格と同様の傾向にあり、令和4年には、10a当たりで田が9,702円、畑が4,277円で、それぞれピーク時に比べ、38.7%、58.1%の水準となっており、賃貸借による権利取得が拡大する一つの要因となっている。

○ 農地価格に対する農地の契約賃貸料の割合を、昭和60年頃と令和4年で比較すると、中田で5.0%から4.1%、中畑で3.2%から3.8%となっており、中田と中畑の割合の増減の傾向が異なっている。

■ 農地価格（10a当たり）の推移

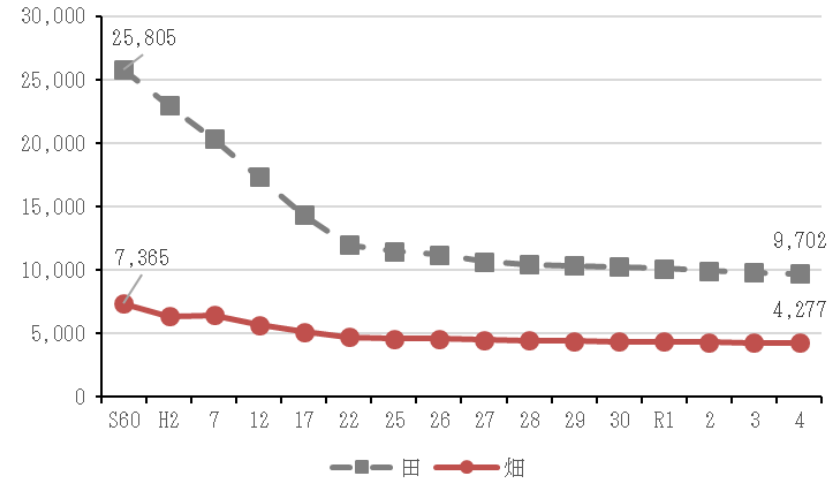
(単位：千円/10a)



資料：北海道農業会議「田畑売買価格等に関する調査」

■ 農地の契約賃貸料（10a当たり）の推移

(単位：円/10a)



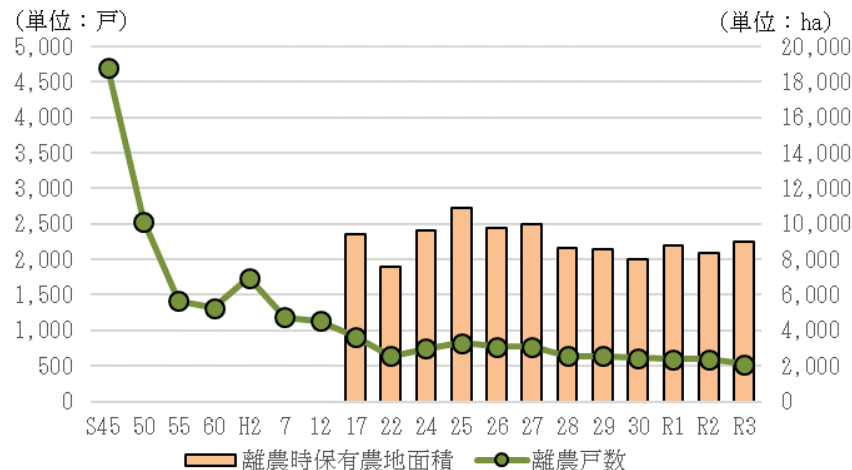
資料（一財）日本不動産研究所「田畑価格及び賃貸料調」

(離農農家戸数及び離農時保有農地面積の推移)

○ 令和3年の全道の離農農家戸数は525戸、離農時の保有農地面積は8,984haで、戸数は前年より70戸減少したが、面積は638ha増加している。

離農農家戸数525戸の内訳は、427戸が全地処分農家、35戸が一部処分農家、63戸が全地未処分農家（自留地含む）である。

■ 離農農家戸数及び離農時保有農地面積の推移



資料：離農農家の保有農地権利移動状況調（北海道農政部）

(経営形態別の離農農家戸数の動向)

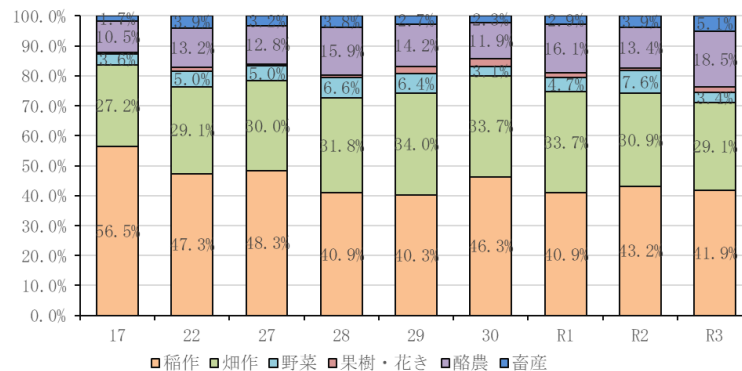
○ 令和3年の離農農家戸数525戸の経営形態別の内訳は、稲作が220戸で41.9%、畑作が153戸で29.1%、酪農が97戸で18.5%となっている。

■ 経営形態別の離農農家戸数の推移

単位：戸

年	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	合計
17	517	249	33	4	96	16	915
22	301	185	32	9	84	25	636
27	374	232	39	5	99	25	774
28	260	202	42	6	101	24	635
29	256	216	41	16	90	17	636
30	283	206	19	16	73	14	611
R1	244	201	28	10	96	17	596
R2	257	184	45	6	80	23	595
R3	220	153	18	10	97	27	525

資料：「離農農家の保有農地権利移動状況調」（農地調整課）

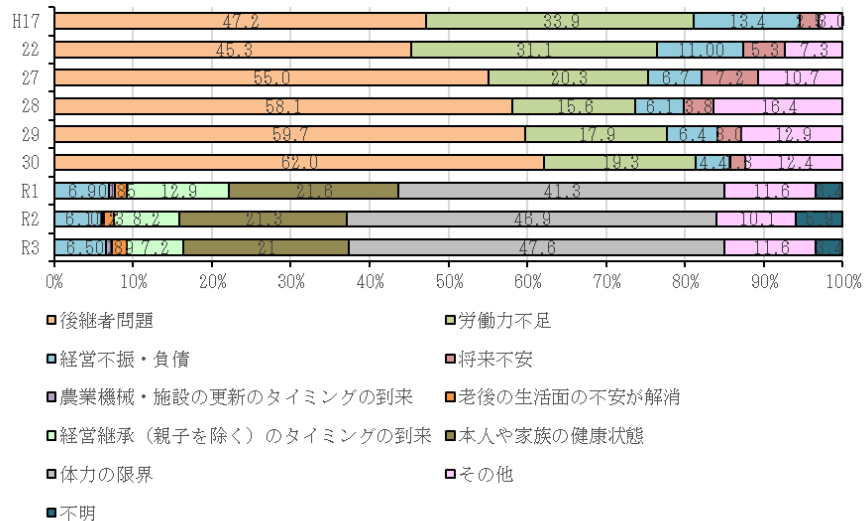


資料：離農農家の保有農地権利移動状況調（北海道農政部）

(離農事由別の離農戸数割合の動向)

○ 令和3年の離農の理由は、体力の限界が47.6%で最も多く、次いで本人や家族の健康状態が21.0%となっており、これらで全体の約7割となっている。

■ 離農事由別離農農家戸数割合の推移

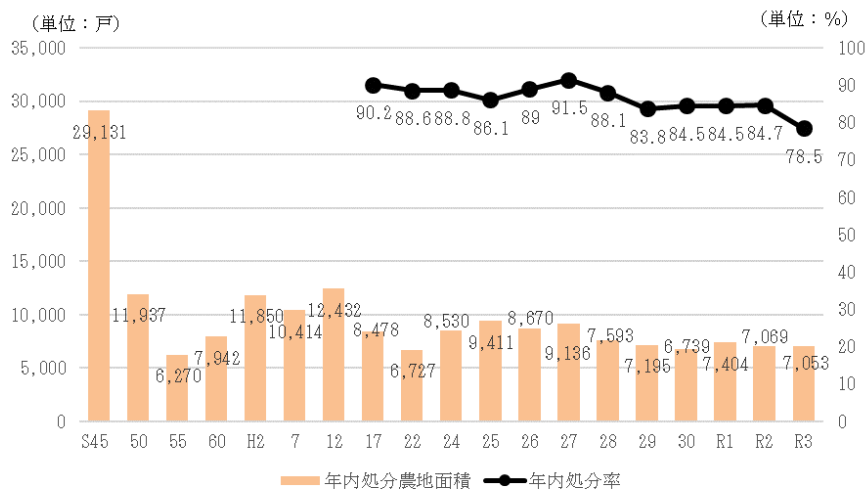


資料：離農農家の保有農地権利移動状況調（北海道農政部）

(離農農家の年内処分面積の推移)

○ 離農農家の年内に処分された面積は、7,053haで、前年より16ha少なく、保有農地の78.5%を占めている。

■ 離農に伴う年内処分農地面積及び年内処分率の推移



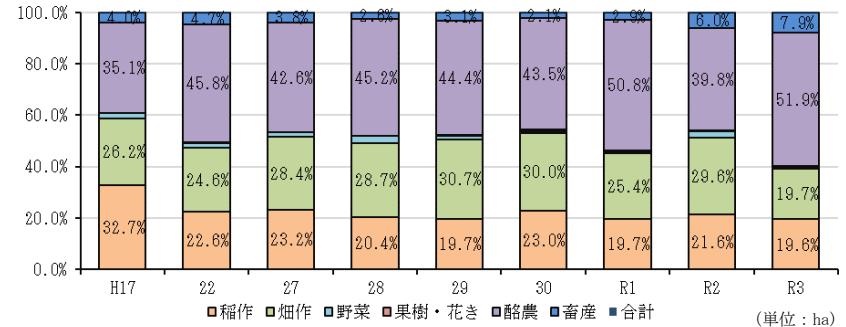
資料：離農農家の保有農地権利移動状況調（北海道農政部）

(経営形態別の離農農家の処分面積の動向)

○ 近年の離農による処分面積（離農1年以内）は、年間約7,000ha台で推移しており、令和3年は7,053.3haで、うち酪農が3,657.7haで51.9%、畑作が1,386.4haで19.7%、稲作が1,379.0haで19.6%となっている。

令和3年の離農農家1件当たりの処分面積は、酪農が37.7haで最も大きく、次いで畜産が20.7ha、畑作が9.1ha、稲作が6.3ha、野菜が3.0ha、果樹・花きが1.7haとなっている。

■経営形態別の離農農家の処分面積の推移



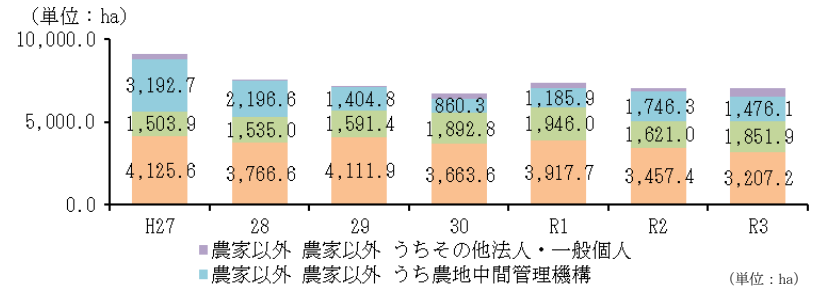
年	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	合計
H17	2,771.4	2,220.2	167.4	9.6	2,973	336.4	8,478
22	1,521.5	1,657	118	33.6	3,082.2	315.2	6,727.5
27	2,118	2,597	161	17	3,894	350	9,137
28	1,548	2,178	210	25	3,434	198	7,593
29	1,420	2,207	116	31	3,196	225	7,195
30	1,548.6	2,020.7	50.4	40.9	2,934.9	143.7	6,739.2
R1	1,454.9	1,882.3	61.8	31.0	3,760.2	213.8	7,404.0
R2	1,525.8	2,094.6	192.3	18.6	2,816.9	420.7	7,068.9
R3	1,379.0	1,386.4	53.2	17.0	3,657.7	560.0	7,053.3

資料：離農農家の保有農地権利移動状況調（北海道農政部）

(農地の引受先別処分農地面積の推移)

- 保有農地面積8,983.8haのうち、年内処分農地面積7,053.3haは、705戸の農家に5,059.1ha、149戸のその他（農家以外）に1,994.2ha引き受けられている。
- 引受農家1戸当たりで見ると、その処分状況は、農家1戸当たり7.2ha、その他（農家以外）に13.4ha引き受けられたことになり、全体では1戸当たり8.3ha引き受けられたことになる。
- 農家に処分された農地面積の63.4%（3,207.2ha）は個人農家に、36.6%（1,851.9ha）は農地所有適格法人に引き受けられている。
また、処分農地のうちその他（農家以外）に引き受けられた農地面積の74.0%（1,476.1ha）は、農地中間管理機構となっている。

■農地の引受先別処分農地面積の推移



年	農家		農家以外	
	うち農家個人	うち農地所有適格法人	うち農地中間管理機構	うちその他個人・一般個人
H27	4,125.60 (5.0)	1,503.90 (9.0)	3,192.70 (13.3)	314.1 (6.7)
28	3,766.60 (5.0)	1,535.00 (8.2)	2,196.60 (14.8)	94.8 (3.0)
29	4,111.90 (5.7)	1,591.40 (8.1)	1,404.80 (13.5)	87.4 (2.6)
30	3,863.60 (5.2)	1,892.80 (11.1)	860.3 (10.6)	322.5 (9.2)
R1	3,917.70 (5.8)	1,946.00 (9.9)	1,185.90 (14.3)	354.3 (7.7)
R2	3,457.40 (5.4)	1,621.00 (7.6)	1,746.30 (17.6)	244.2 (7.2)
R3	3,207.20 (5.9)	1,851.90 (11.3)	1,476.10 (13.8)	518.1 (12.3)

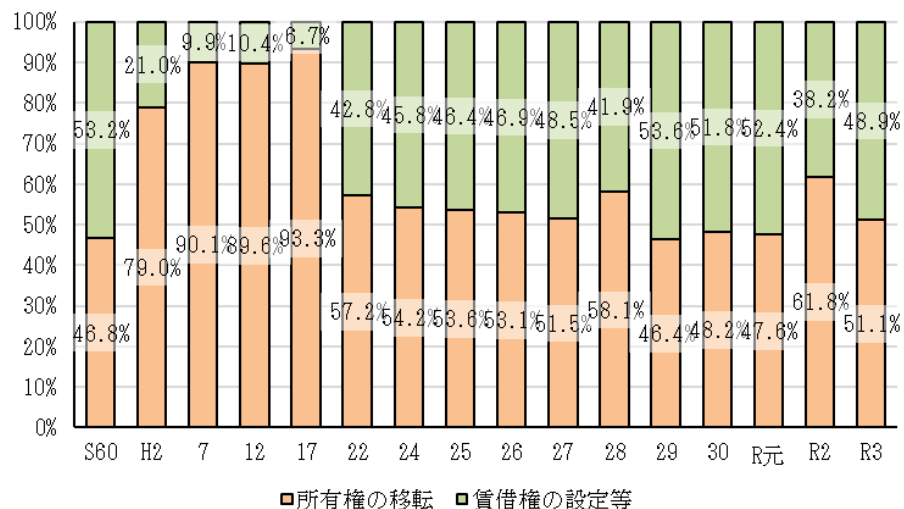
※括弧内は、引受農家1戸あたりの処分面積

資料：離農農家の保有農地権利移動状況調（北海道農政部）

(権利の種類別処分農地面積割合の推移)

- 令和3年に農地の全部又は一部を離農年内に処分した農地の処分形態を権利の種類別にみると、所有権の移転が3,393.7ha (51.1%)、賃借権の設定等が3,241.8ha (48.9%) となっている。

■権利の種類別処分農地面積割合の推移

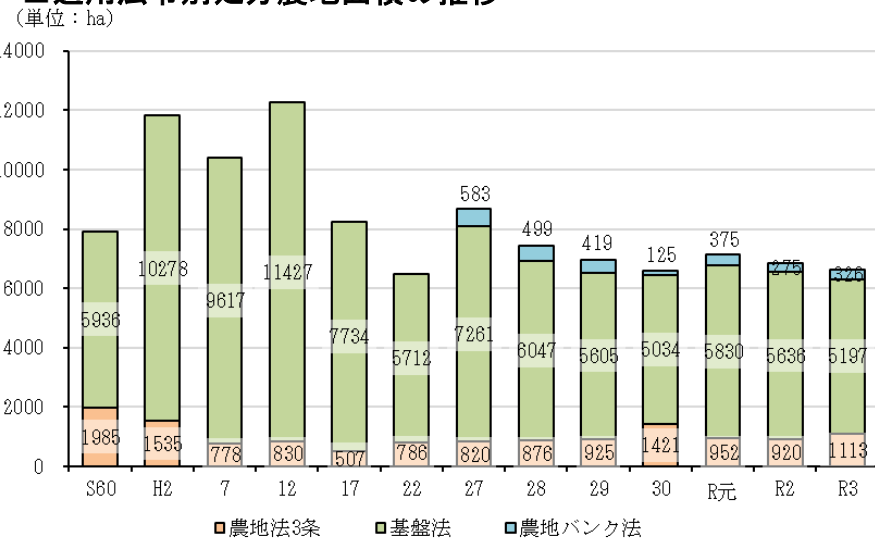


資料：離農農家の保有農地権利移動状況調（北海道農政部）

(適用法令別処分農地面積の動向)

- 令和3年に農地の全部又は一部を離農年内に処分した農地の処分形態は、適用法令別にみると、処分農地面積のうち農地法によるものが1,112.5ha (17.0%)、基盤法によるものが5,197.0ha (78.3%)、農地バンク法によるものが326.0ha (4.9%) となっている。

■適用法令別処分農地面積の推移



資料：離農農家の保有農地権利移動状況調（北海道農政部）

（相続未登記農地等の状況）

○ 本道における相続未登記農地の面積は、令和3年度末時点で、約2万3千haであり、農地面積全体の1.9%、相続未登記のおそれのある農地の面積は約6万7千haで5.5%となっている。

○ 相続未登記農地は、全国の耕地面積の2割を占め、担い手への農地の集積・集約を進める上での阻害要因となっているとの指摘がある。

○ 平成30年11月6日施行の農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、所有者不明農地（相続未登記農地）の新制度が措置されており、さらに令和5年4月1日施行の農地バンク法等の一部改正により、遊休農地及び所有者不明農地の利活用を促進するため、見直しが行われたところ。

■相続未登記農地等の状況

（単位：ha,%）

区分	相続未登記農地		相続未登記のおそれのある農地		合計面積①			
	農地面積に対する割合		農地面積に対する割合		農地面積に対する割合	うち遊休面積②	①に対する②の割合	
北海道	22,746	1.9%	66,511	5.5%	89,258	7.4%	1,592	1.8%
全国	519,689	9.7%	509,412	9.5%	1,029,101	19.2%	57,629	5.6%

資料：農林水産省「相続未登記農地等の実態調査（令和3年度末時点）」

注：「相続未登記農地」は、登記名義人の死亡が確認された農地
「相続未登記のおそれのある農地」は、登記名義人の市町村外転出、住民票除票の不存在等により住民基本台帳上生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある農地
「遊休農地」は、現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地及び利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地

■相続未登記農地の利活用のための新制度

（1）共有者（相続人）の一人でも、簡単な手続きで農地中間管理機構に貸すことを可能とした。

- ・所有者不明農地について、相続人の一人（固定資産税等を負担している者等）が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続きを経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設。
- ・農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定。（旧基盤法第21条の2～第21条の4、旧農地法第32条）

（2）利用権の設定も5年から20年と、大幅に長期化。

- ・共有持分の過半を有する者の同意（（1）のみなし同意を含む。）を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長。（旧基盤法第18条第3項第4号、旧農地法第39条第3項）

（3）さらに利用権の設定を20年から40年に長期化。

- ・所有者不明農地の利用権設定の上限を20年から40年に引き上げ
- ・農業委員会による不明所有者の探索後の公示期間を6か月から2か月に短縮（農地バンク法第22条の2、第22条の3、農地法第39条第3項）

3 農地中間管理事業をめぐる状況

(国の農地集積・集約化対策の状況)

- 平成22年度から25年度までは、農地利用集積円滑化事業（以下「円滑化事業」という。）による貸付面積が大幅に増加し、平成25年度は農地保有合理化事業の売渡が6,254haに対し、円滑化事業の貸付けが14,686haと2.3倍となっている。

※円滑化事業

農地利用集積円滑化団体（以下「円滑化団体」という。）が、農地所有者から農地の貸付け等について委任を受けて、その者を代理して貸付け等を行う事業（農地所有者代理事業）を基本とし、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）を実施する。（平成21年度創設）

令和元年度に農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、円滑化事業が農地中間管理事業に統合一本化されたが、円滑化団体のこれまでの活動内容によっては、基盤法施行規則第18条第2号において引き続き利用集積計画に基づく農地の権利移動や中間保有のほか研修事業のための農地の利用権設定などが行えるよう措置された。（令和2年4月1日施行）

※円滑化団体

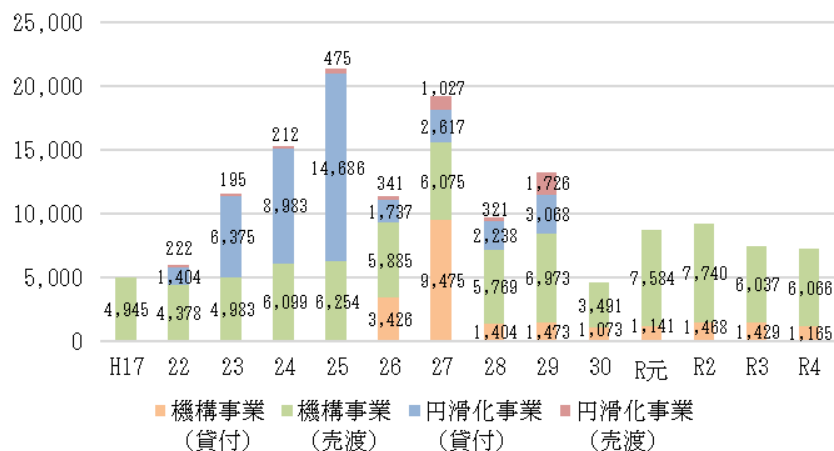
円滑化事業規程を定めた市町村、農協、市町村公社、任意団体

※基盤法施行規則第18条第2号により引き続き利用集積計画に基づく利用権設定等が行える団体

- ・一般財団法人栗山町農業振興公社
- ・一般財団法人富良野市農業担い手育成機構
- ・土幌町農業協同組合
- ・公益財団法人幕別町農業振興公社
- ・浜中町農業協同組合
- ・公益財団法人道央農業振興公社

■農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の実施面積の推移

(単位：ha)



(単位：ha)

年度	機構事業 (貸付)	機構事業 (売渡)	円滑化事業 (貸付)	円滑化事業 (売渡)
H17	0	4,945	0	0
22	0	4,378	1,404	222
23	0	4,983	6,375	195
24	0	6,099	8,983	212
25	0	6,254	14,686	475
26	3,426	5,885	1,737	341
27	9,475	6,075	2,617	1,027
28	1,404	5,769	2,238	321
29	1,473	6,973	3,068	1,726
30	1,073	3,491	-	-
R元	1,141	7,584	-	-
R2	1,468	7,740	-	-
R3	1,429	6,037	-	-
R4	1,165	6,066	-	-

資料：北海道農政部調べ

- 注：1)円滑化事業(売渡)は、「農地利用集積円滑化事業」のうち「所有者代理事業」と「農地売買等事業」の「売渡」面積の合計
 2)円滑化事業(貸付)は、「農地利用集積円滑化事業」のうち「農地所有者代理事業」と「農地売買等事業」の「貸付」面積の合計
 3)「機構事業」は、平成25年度までは公益財団法人北海道農業公社による「農地保有合理化事業」による「売渡」面積と26年度以降は「農地中間管理事業」の特例事業による「売渡」面積と農地中間管理事業による「貸付」面積をいう。
 4)平成30年度～令和4年度の円滑化事業の実績は調査を実施していないため、未把握。

- 平成26年度に農地中間管理事業（以下「機構事業」いう。）が創設され、機構事業（貸付）が9,475haとなっており、機構事業（売渡）の6,075haを上回っている。

- 機構事業（貸付）は、令和4年度は1,165haとなっており、前年度に比べ約260ha減となっている。
 機構事業（売渡）は、令和4年度は6,066haとなっており、前年度と比べ29ha増となっている。

(交付金による農地の利用集積面積の動向)

○ 平成22年度から25年度までは、国の農地流動化対策である農地集積協力金等の交付に当たり、円滑化団体を通じた面的集積が要件とされていたこともあり、円滑化事業による貸付けが増加している。

平成23年から25年にかけては、農地の連坦化に取り組む受け手への支援措置として、「規模拡大交付金」が交付されている。

○ 平成26年度からは、農地中間管理事業を支援する機構集積協力金に移行したことから、賃貸借による農地集積・集約化対策は、機構集積協力金が主要な施策となっている。

令和元年度からは、農地バンク法の5年後見直しと併せて、人・農地プランの話し合いを前提とする担い手への農地の集積・集約化の取り組みを促進する観点から、「地域集積協力金」に重点化・一元化となっている。

■ 農地の集積・集約化対策に係る交付対象面積の推移

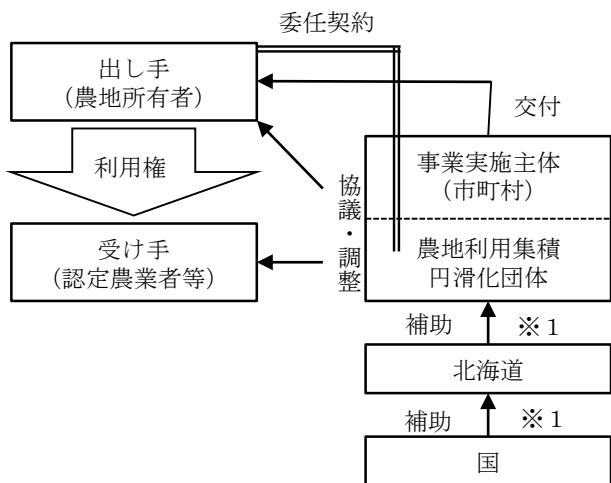
(単位：ha)

年次	農地利用集積事業	農地集積協力金	規模拡大交付金	機構集積協力金
H22年度	822			
23			5,185	
24		1,863	7,005	
25		31,174	16,963	
26				3,011
27				8,065
28				1,798
29				1,357
30				20
R元				359
R2				877
R3				978
R4				670

※北海道農政部調べ□

※平成22年度以降の事業について整理している。農地集積協力金と規模拡大交付金は、一部対象農地が重複している。□

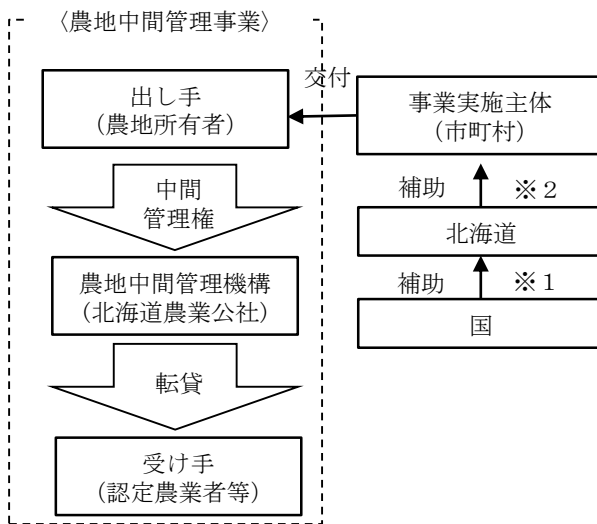
■ 農地集積協力金の仕組み (H24・H25)



★交付対象：出し手（分散錯圃解消協力金は、交付決定前の借り手を含む）

※1 経営転換協力金 30～70万円/戸
分散錯圃解消協力金 5,000円/10a

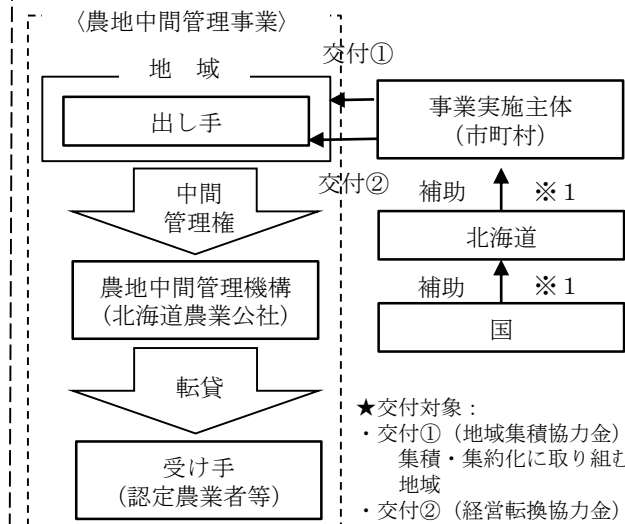
■ 機構集積協力金 (H26～30)



★交付対象：出し手（耕作者集積協力金は、交付決定前の借り手を含む）

※1 新規集積の実績により配分。
※2 道の交付基準に定める額

■ 機構集積協力金 (R元～)



★交付対象：
・交付①（地域集積協力金）集積・集約化に取り組む地域
・交付②（経営転換協力金）出し手（規模縮小やリタイアする農業者等）

※1 全国一律の固定単価（機構の活用率によって変動）

(農地中間管理事業に占める機構集積協力金の実施面積割合)

○ 平成26年度から28年度の農地中間管理事業の転貸面積のうち機構集積協力金の交付対象面積の割合は年度により増減しており、令和4年度は61%となっている。

平成28年度から国からの交付金の配分方法が新規集積面積の範囲となったため、機構集積協力金の対象面積が大幅に減少している。

■機構集積協力金の実施状況

区分	H28年度				H29年度				H30年度				R1年度				R2年度				R3年度				R4年度			
	市町村数	戸数・地域	対象面積	交付額	市町村数	戸数・地域	対象面積	交付額	市町村数	戸数・地域	対象面積	交付額	市町村数	戸数・地域	対象面積	交付額	市町村数	戸数・地域	対象面積	交付額	市町村数	戸数・地域	対象面積	交付額	市町村数	戸数・地域	対象面積	交付額
経営転換協力金	23	66	267	38	21	34	148	14	11	25	157	11	13	17	131	7	9	20	289	9	7	13	104	7	0	0	0	0
耕作者集積協力金	33	-	827	50	14	52	690	24	11	23	201	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域集積協力金	9	13	3,103	105	6	10	635	46	4	5	67	6	2	3	340	90	3	3	588	102	5	8	874	153	3	4	670	143
合計 a	実52	88	実4,197	193	実29	-	実1,070	84	実20	-	実359	25	実14	-	実459	97	実10	-	実696	111	実11	-	実974	160	実3	-	実670	143
農用地利用配分計画認可件数等 b	a / b	85%	-	-	88%	-	73%	-	40%	-	33%	-	32%	-	40%	-	21%	-	47%	-	23%	-	68%	-	7%	-	61%	-

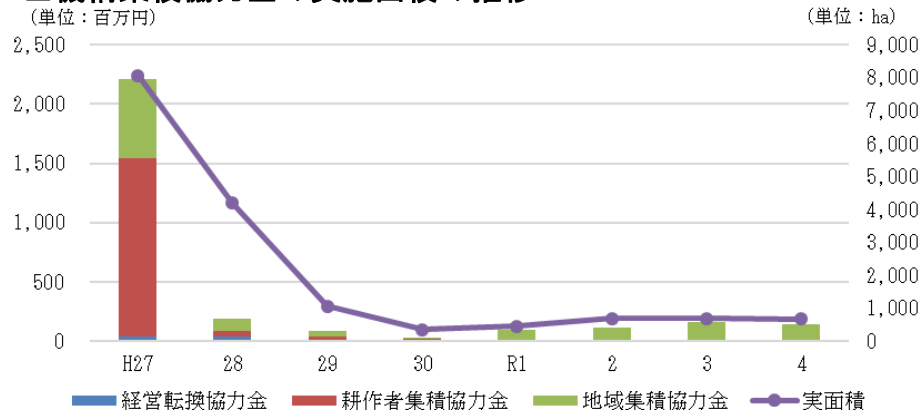
※北海道農政部調べ

※H28年度の機構集積協力金の交付対象は、28年1～3月の経過措置分が含まれているため、全体の利用配分計画の認可件数の年度区分とは一致していない。□R元年度から耕作者集積協力金は廃止。□

(農地中間管理事業による農地の集積・集約化の状況)

○ 機構集積協力金の活用に伴い、機構による借入れが、平成27年度は9,550haに増加したが、令和3年度は1,136ha、4年度は888haに留まっている。

■機構集積協力金の実施面積の推移



■農地中間管理事業による農地の集積・集約化の状況

区分	借入 転貸	面積	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	年間集積 目標面積 うち新規集積	
			面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積		
道	借入	面積	3,549	9,550	1,278	1,095	632	625	828	1,136	888	-	
		面積	3,426	9,475	1,404	1,473	1,073	1,141	1,469	1,429	1,165	360	9,415
全国	借入	面積	32,020	78,217	45,742	47,142	40,686	35,437	46,466	48,629	45,143	-	
		北海道の割合	11.1%	12.2%	2.8%	2.3%	1.6%	1.8%	1.8%	2.3%	2.0%	-	
	転貸	面積	25,113	77,529	46,281	48,323	43,845	39,937	56,963	57,373	53,415	16,906	149,210
		北海道の割合	13.6%	12.2%	3.0%	3.0%	2.4%	2.9%	2.6%	2.5%	2.2%	2.1%	6.3%

注：農林水産省「農地中間管理機構の実績等に関する資料」、R4は(公財)北海道農業公社調べ

※年度末までに認可公告されたもの(過年度に機構が借入れて当該年度中に転貸したものを含む) □

(農地中間管理事業と農地整備事業との連携状況)

- 農業農村整備事業のうち農業競争力強化基盤整備事業と農業基盤整備促進事業（簡易基盤整備事業）の公共予算地区のうち、農地中間管理事業と連携している地区は、令和3年度で、全体の5%の13地区となっている。

■農地中間管理事業と農地整備事業の連携状況

(単位:地区、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	全体地区数	うち連携地区	連携率 ②/①	全体地区数	うち連携地区	連携率 ④/③	全体地区数	うち連携地区	連携率 ⑥/⑤
	①			②			③		
農業競争力強化基盤整備事業(道営農業農村整備事業) A	243	243	—	280	21	—	264	10	—
農業基盤整備促進事業(簡易基盤整備事業) B	3	3	—	5	5	—	3	3	—
公共予算の計 C=A+B	246	246	100%	285	26	9%	267	13	5%
農地耕作条件改善事業(非公共事業)	76	76	—	102	102	—	79	79	—

資料：北海道農政部調べ

- 令和4年9月現在で重点実施区域を設定しているのは、85市町村で、そのうち農地中間管理事業（貸借）及び農地売買等事業を実施しているのは56市町村となっており、農地中間管理事業の活用に向けた重点実施区域制度が機能しにくい状況となっている。

■農地中間管理事業に係る重点実施区域の設定状況等

区 分	市町村数
重点区域設定市町村	85
うち中間事業(貸借)及び特例事業(売買)実施	56
うち中間事業(貸借)のみ実施	10
うち特例事業(売買)のみ実施	16

資料：(公財)北海道農業公社調べ（令和4年9月現在）

※農地中間管理事業の重点実施区域

農地中間管理法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、知事の認可を受けた農地中間管理事業規程第6条により機構が中間管理事業を重点的に実施する区域等を定めており、農業農村整備事業において、公共予算等の優先配分等を受けられるメリットがある。

（農地中間管理事業の農用地借受希望の募集結果の推移）

- 農地バンク法に基づき、機構は定期的に機構が定める区域ごとに、当該区域にある農用地等の借受希望者を募集することとされており、平成30年9月までは5月と9月の年2回で実施している。有効期限は、平成26～27年度が1年間であり、平成28年度以降は公表月から5年間としている。

令和元年度からは、通年募集とし、受付を随時行っている。募集結果の公表は、6月、10月、2月の年3回行い、令和3年度から毎月公表している。有効期限は、応募があった年度を含む5年後の年度末までとしている。

- 令和4年度の借受希望面積は9,162haとなっている。

- 農地中間管理事業を継続実施している市町村は、令和4年度末で110市町村で、全市町村の約6割となっている。

※農地中間管理事業の対象者等

[出し手]

- ・都市計画法の市街化区域以外の区域（令和2年4月～）

[受け手]

- ・農地バンク法に基づき、借受けの応募をした農業者
- ・機構の貸付先決定ルールに基づく地域の担い手への公平・適正な調整

■農地中間管理事業の農用地借受希望の募集結果の推移

（単位：件、ha、%）

区 分	借受希望面積等				借受希望面積	農用地利用配分計画認可面積等
	応募のあった市町村数	応募区域数	応募件数	うち新規		
H26年度末	106	348	7,054	7,054	76,578	3,426
H27年度末	123	383	7,531	33	87,266	9,475
H28年度末	123	405	8,194	16	89,343	1,404
H29年度末	133	405	9,235	9	121,508	1,473
H30年度末	99	285	562	4	6,507	1,073
R1年度末	93	96	323	19	5,305	1,145
R2年度末	66	66	326	15	5,129	657
R3年度末	115	115	2,766	45	36,642	333
R4年度末	74	74	631	11	9,162	276

資料：（公財）北海道農業公社調べ□

※借受希望面積は、同一借受希望者が複数区域に重複して借受を希望した面積を除いている。

■農地中間管理事業の農用地利用配分計画の許可件数の推移

（単位：件）

区 分	H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4		R4年度末未貸付	
	市町村数	件数	市町村数	件数	市町村数	件数	市町村数	件数	市町村数	件数	市町村数	件数	市町村数	件数	市町村数	件数
借 受	58	195	38	121	35	114	23	76	26	116	29	75	22	55	0	0
転 貸	59	194	33	84	35	119	26	75	26	64	29	68	22	37	0	0
継続実施市町村	89	-	99	-	105	-	106	-	106	-	113	-	110	-	-	-

資料：（公財）北海道農業公社調べ□

注：許可件数は、再貸付や親子間等の権利の移転を除いている。

(組織形態別の農地中間管理事業の動向)

○ 令和4年度の農地中間管理事業は、農用地貸付先で見ると、件数は、個人が全体の54%の20件、法人は46%の17件となっている。貸付面積の割合で見ると、個人が全体の8.3%の73.6ha、法人が91.7%の814.8haとなっている。

○ 令和4年度の農地中間管理事業の実施後の平均借入面積は、実施前に対して、個人で113.5%、法人で162.0%に増加している。

■農地中間管理事業の貸付先の状況

(単位：戸，ha，%)

組織形態	28年度			29年度			30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数 (実戸)	転貸 面積 (ha)	構成 割合	件数 (実戸)	転貸 面積 (ha)	構成 割合	件数 (実戸)	転貸 面積 (ha)	構成 割合	件数 (実戸)	転貸 面積 (ha)	構成 割合	件数 (実戸)	転貸 面積 (ha)	構成 割合	件数 (実戸)	転貸 面積 (ha)	構成 割合	件数 (実戸)	転貸 面積 (ha)	構成 割合
個人	127	624.1	45.6%	56	324.3	30.5%	86	353.6	51.9%	54	279.7	40.3%	44	174.3	21.0%	46	225.3	19.8%	20	73.6	8.3%
法人	55	745.9	54.4%	24	740.5	69.5%	25	327.3	48.1%	14	414.8	59.7%	14	654.5	79.0%	17	910.9	80.2%	17	814.8	91.7%
TMRセンター	5	92.2	6.7%	1	108.8	10.2%	1	18.1	2.7%	1	81.0	11.7%	1	23.3	2.8%	2	733.5	64.6%	2	603.1	67.9%
上記以外	50	653.7	47.7%	23	631.7	59.3%	24	309.2	45.4%	13	333.8	48.1%	13	631.2	76.2%	15	177.4	15.6%	15	211.7	23.8%
計	182	1,370.0	100.0%	80	1,064.8	100.0%	111	680.9	100.0%	68	694.5	100.0%	58	828.8	100.0%	63	1136.2	100.0%	37	888.4	100.0%

資料：(公財)北海道農業公社調べ

■農地中間管理事業による組織形態別の規模拡大の状況

(単位：ha)

組織形態	28年度			29年度			30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			規模拡大率 B/A
	平均借入面積 (借入前)	平均借入面積 (借入後)	平均借入面積	平均借入面積 (借入前)	平均借入面積 (借入後)	平均借入面積	平均借入面積 (借入前)	平均借入面積 (借入後)	平均借入面積	平均借入面積 (借入前)	平均借入面積 (借入後)	平均借入面積	平均借入面積 (借入前) A	平均借入面積 (借入後) B	平均借入面積	平均借入面積 (借入前) A	平均借入面積 (借入後) B	平均借入面積	平均借入面積 (借入前) A	平均借入面積 (借入後) B		
個人	38	4.9	42.9	40.7	5.8	46.5	26.6	4.112	30.71	34.1	5.18	39.28	34.9	4.0	38.9	35.3	4.9	40.3	27.4	3.7	31.1	113.5%
法人	109.2	13.6	122.7	104.9	30.9	135.8	131.7	13.09	144.8	170	29.63	199.6	73.6	46.8	120.4	82.4	55.9	138.3	77.3	47.9	125.2	162.0%
TMRセンター	389.6	18.4	408	39.3	108.8	148.1	160.9	18.1	179	0	81	81	142.4	23.3	165.7	40.5	366.8	407.3	92.3	301.6	393.9	426.8%
上記以外	81.1	13.1	94.2	107.7	27.5	135.2	135.2	12.88	148.1	183.1	25.68	208.8	75.9	48.6	124.5	77.9	11.1	89	75.3	14.1	89.4	118.7%
計	59.5	7.5	67	59.7	13.3	73	60.39	6.134	66.52	60.39	10.21	70.6	43.9	14.3	58.2	48	18	66	50.3	24.0	74.3	147.7%

資料：(公財)北海道農業公社調べ

(経営形態別の農地中間管理事業の動向)

○ 令和4年度の農地中間管理事業の貸付先(受け手)の経営形態別は、稲作が23経営体で最も多く63.9%、次いで畑作が7経営体で19.4%、酪農が4経営体で11.1%となっている。

貸付面積の割合で見ると、TMRが67.9%、畑作が17.7%、酪農が7.8%となっている。

○ 事業実施後の平均借入面積は、実施前に対して、TMRで426.8%、畑作で141.7%、酪農で110.7%となっている。

■農地中間管理事業の貸付先の経営形態別の内訳

組織形態	28年度			29年度			30年度			R元年度			R2年度			R3年度			R4年度						
	件数 (実戸)	転貸面積 (h a)		件数 (実戸)	転貸面積 (h a)		件数 (実戸)	転貸面積 (h a)		件数 (実戸)	転貸面積 (h a)		件数 (実戸)	転貸面積 (h a)		件数 (実戸)	転貸面積 (h a)		参考：経営面積の変化(h a)						
		構成割合	構成割合		構成割合	構成割合		構成割合	構成割合		構成割合	構成割合		構成割合	構成割合		平均借入面積 (借入前) A	平均借入面積	平均借入面積 (借入後) B	規模拡大率 B/A					
稲作	83	459.5	33.5%	32	123.9	11.6%	51	192.4	28.3%	26	117.8	17.0%	27	86.5	10.4%	19	66.9	5.9%	23	58.1	6.5%	27.4	2.5	29.9	109.1%
野菜	1	2.2	0.2%	2	1.4	0.1%	5	14.2	2.1%	2	4.6	0.7%	2	3.5	0.4%	3	2.7	0.2%			0.0%		-	-	-
果樹	1	3.0	0.2%			0.0%			0.0%	-	-	-	-	-	-	1	1.5	0.1%			0.0%		-	-	-
畑作	38	324.7	23.7%	16	193.8	18.2%	30	131.1	19.3%	21	315.4	45.4%	17	267.2	32.2%	24	233.2	20.5%	7	157.2	17.7%	53.9	22.5	76.4	141.7%
酪農	48	463.7	33.8%	26	628.8	59.1%	23	321.8	47.3%	16	169.4	24.4%	7	416.1	50.2%	13	95.8	8.4%	4	69.3	7.8%	162.4	17.3	179.7	110.7%
肉用牛	2	3.6	0.3%	3	8.1	0.8%	1	3.3	0.5%	2	6.3	0.9%	4	32.2	3.9%	1	2.6	0.2%			0.0%		-	-	-
軽種馬	4	21.1	1.5%			0.0%			0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-		-	-	-
TMR	5	92.2	6.7%	1	108.8	10.2%	1	18.1	2.7%	1	81.0	11.7%	1	23.3	2.8%	2	733.5	64.6%	2	603.1	67.9%	92.3	301.6	393.9	426.8%
計	182	1,370.0	100.0%	80	1,064.8	100.0%	111	680.9	100.0%	68	694.5	100.0%	58	828.8	100.0%	63	1,136.2	100.0%	36	887.7	100.0%	336	24.7	360.7	107.4%

資料：(公財)北海道農業公社調べ

(農地中間管理事業の賃貸借期間別の推移)

○ 農地中間管理事業を賃貸借期間別に見ると、機構による借入れは、平成27年度は全てが10年以上となっており、10年未満の割合は、28年度の1.1%から、令和4年度は4.1%となっている。

一方、機構から転貸先への賃貸借期間別の転貸面積は、10年未満の割合が、28年度の10%から、令和4年度は4.1%となっている。

■農地中間管理事業に対するメリット措置

○ 農地中間管理事業の取組を支援するため、国は、機構への農地の出し手への支援や農地整備事業と連携した担い手への農地集積・集約化などの対策を実施している。

《支援措置》

- ・ 機構集積協力金（出し手、地域）の交付
- ・ 固定資産税の軽減（出し手：10年以上 1/2）
- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の連携強化ポイントの付与
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
- ・ 農地耕作条件改善事業の区域要件（重点実施区域）
- ・ 果樹経営支援対策事業（改植単価加算）

■農地中間管理事業に係る賃貸借期間別面積の推移

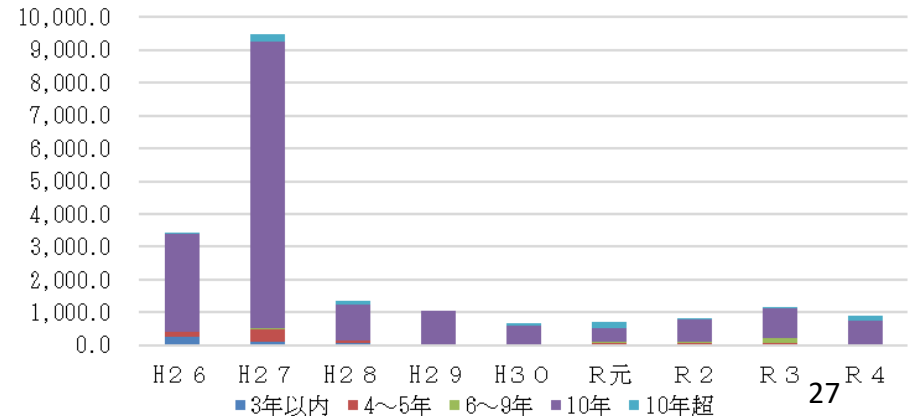
(単位：ha、%)

年度	区分	賃貸借期間別面積の内訳					計
		3年以内	4～5年	6～9年	10年	10年超	
H27	借入面積	0.0	0	0	9156.8	377	9,533.4
	割合 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	96.0%	4.0%	100.0%
H28	借入面積	7.8	5.6	1.5	1,159.5	103.8	1,278.2
	割合 (%)	0.6%	0.4%	0.1%	90.7%	8.1%	100.0%
H29	借入面積	13.6	1.9	0.3	1,079.6	0.0	1,095.4
	割合 (%)	1.2%	0.2%	0.0%	98.6%	0.0%	100.0%
H30	借入面積	26.3	3.0	0.3	489.1	112.9	631.6
	割合 (%)	4.2%	0.5%	0.0%	77.4%	17.9%	100.0%
R元	借入面積	6.2	12.7	53.4	427.9	124.7	624.9
	割合 (%)	1.0%	2.0%	8.5%	68.5%	20.0%	100.0%
R2	借入面積	10.9	45.1	30.7	706.8	34.8	828.3
	割合 (%)	1.3%	5.4%	3.7%	85.3%	4.2%	100.0%
R3	借入面積	8.9	59.4	164.0	891.9	11.5	1,135.7
	割合 (%)	0.8%	5.2%	14.4%	78.5%	1.0%	100.0%
R4	借入面積	7.9	12.0	16.3	729.2	123.0	888.4
	割合 (%)	0.9%	1.4%	1.8%	82.1%	13.8%	100.0%

資料：(公財)北海道農業公社調べ

■農地中間管理事業に係る賃貸借期間別転貸面積の推移

(単位：ha)



(本道で着実に実施されている農地売買等事業)

○ 農地中間管理機構事業の創設に伴い、基盤法に基づく農地保有合理化事業（売買）は、平成26年度から農地中間管理機構の農地売買等事業（特例事業）として実施されており、令和4年度は6,066haとなっている。

○ 本道における農地売買等事業（特例事業）は、令和4年度は、買入面積及び売渡面積ともに、全国の約8割を占めている。

■農地中間管理機構事業のうち農地売買等事業の推移

(単位：ha、百万円)

区分		H17	22	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	
北海道	買入	面積	5,785	4,941	7,183	6,302	6,567	5,909	4,887	4,810	5,470	5,979	4,560	5,250
		金額	10,448	7,543	10,020	9,134	8,896	8,822	7,863	7,218	8,113	8,255	7,503	8,178
	売渡	面積	4,945	4,366	6,254	5,885	6,075	5,769	6,973	3,491	7,584	7,740	6,037	6,066
		金額	5,914	7,971	10,754	9,668	10,193	10,026	10,600	7,157	11,258	10,848	10,412	10,036
	期末保有	面積	35,474	35,169	37,490	37,907	38,395	38,534	36,448	37,762	35,648	33,885	32,409	31,581
		金額	67,346	63,620	63,249	62,669	61,324	60,076	57,312	57,311	54,162	51,569	48,660	46,613
全国	買入	面積	7,508	6,068	8,156	7,378	7,776	7,224	6,367	6,277	6,934	7,930	5,927	6,553
		北海道の割合	77.1%	81.4%	88.1%	85.4%	84.5%	81.8%	76.8%	76.6%	78.9%	75.4%	76.9%	80.1%
	売渡	面積	6,843	5,619	7,208	7,114	7,307	7,091	8,370	5,017	9,171	9,175	7,411	7,401
		北海道の割合	72.3%	77.7%	86.8%	82.7%	83.1%	81.4%	83.3%	69.6%	82.7%	84.4%	81.5%	82.0%
	期末保有	面積	37,734	36,240	38,480	38,828	39,271	39,409	37,428	38,694	36,457	35,212	33,728	32,880
		北海道の割合	94.0%	97.0%	97.4%	97.6%	97.8%	97.8%	97.4%	97.6%	97.8%	96.2%	96.1%	96.0%

資料：全国農地保有合理化協会集計資料、(公財)北海道農業公社調べ

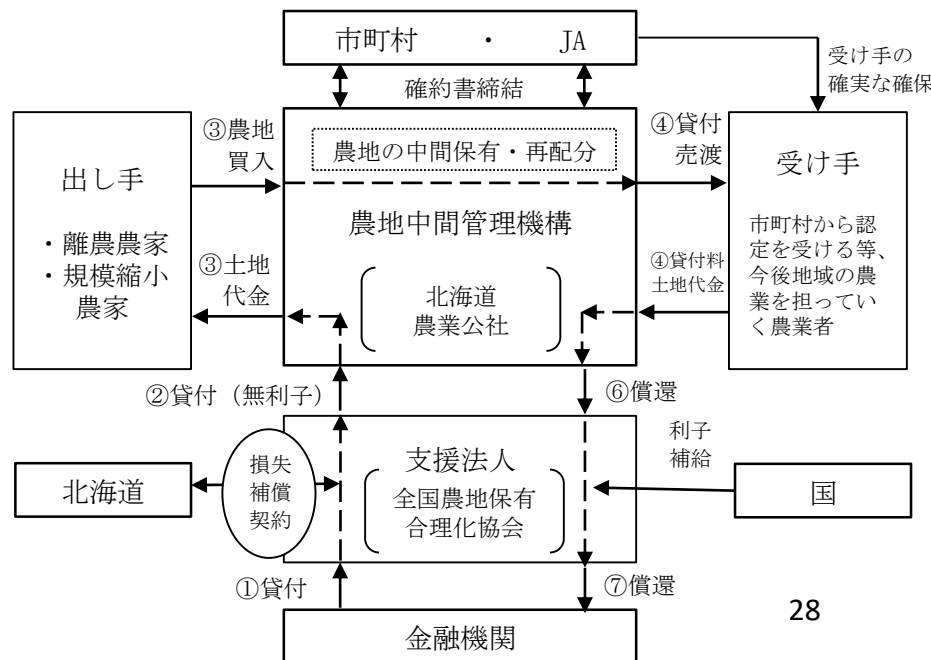
※農地売買等事業（農地保有合理化事業）

離農者等の保有する農地を買い入れて、認定農業者等の担い手に一定期間貸し付け、その後売り渡す、又は離農者等の農地を借り入れて担い手に貸し付ける事業。26年度から農地中間管理機構事業の特例事業として組替。

☆主なメリット

- ①譲渡所得税控除
- ②不動産取得税の軽減
- ③登録免許税の軽減
- ④強い農業・担い手作り総合支援交付金の連携強化ポイントの付与
- ⑤農業者年金の特例加算

■農地中間管理機構事業のうち農地売買等事業の仕組み

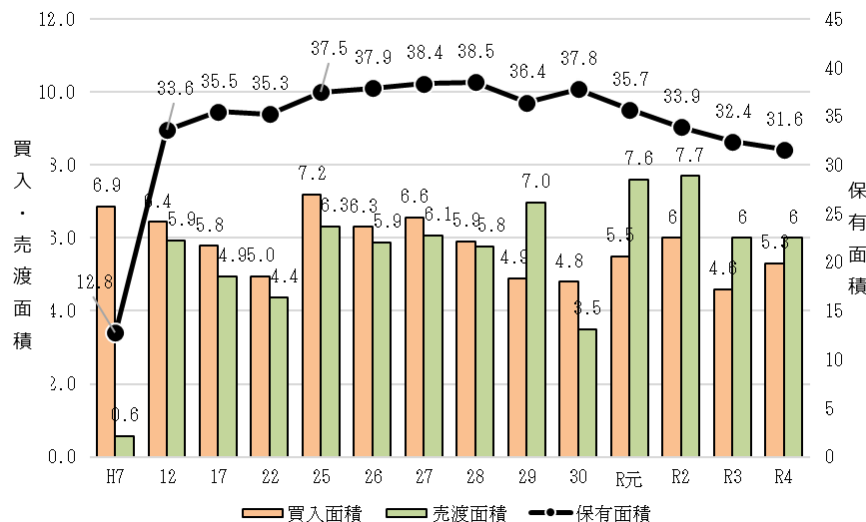


(機構が保有している農地面積)

○ 機構が担い手に一時貸付を行い、保有している農地面積は、平成22年度から微増傾向にあったが、令和4年度は売渡面積が買入面積より上回ったことから、保有面積は減少し、約31.6千haとなっている。

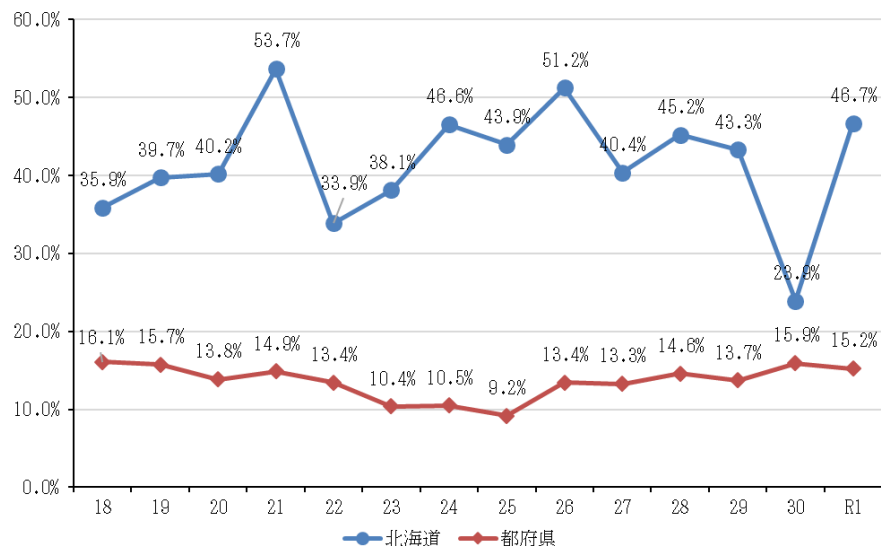
■北海道における機構の農地売買等事業に係る保有面積等の推移

(単位：千ha)



※資料：(公財)北海道農業公社調べ。公社保有面積は、各年度時点の実績。

■農地の有償移転面積に占める機構の売渡面積割合



※資料：農林水産省、(公財)全国農地保有合理化協会、(公財)北海道農業公社調べ
 農地の有償移転面積に占める機構の売渡面積割合 = 機構の売渡面積 / (農地の有償所有権移転面積 - 機構の買入面積)

(農地の有償移転面積に占める機構の売渡面積割合)

○ 北海道における農地の有償所有権移転面積に占める機構の売渡面積割合は、近年約4割から5割で推移しており、令和元年度は46.7%となっている。

○ 都府県における農地の有償所有権移転面積に占める機構の売渡面積割合は約10%強と低調なものとなっている。

4 人・農地プランの実質化の動向

(人・農地プランの見直しの推進)

- 人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下「中心経営体」という。）と、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村が公表している。

平成24年に開始され、農地バンク法第26条に、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として位置付けられている。

- 令和元年度の農地バンク5年後見直しに伴い、人・農地プランを真に地域の話合いに基づくものにする観点から、市町村、農業委員会など関係者の参加の下で、アンケートや地図を活用し、地域の話合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成につなげていけるよう、「人・農地プランの実質化」を推進している。

※人・農地プランの実質化の要件

- ・農業者の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。（対象地区内の耕地面積の少なくとも過半をカバー）
- ・これを地図化し、5～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」。
- ・これを基に、農業者、市町村、JA、農業委員会、土地改良区等の関係者が徹底した話し合いを行い、5～10年後の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく。（将来の農地利用を担う経営体になる人がいない場合には、新規就農者や入作を希望する認定農業者などの地区外からの受入れを促進する方針を定める。）

※既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域の判断基準
プランの区域内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域とする。

■ 人・農地プランの作成状況

区分	市町村数	プラン数	地域数（集落）
プラン作成市町村（予定含む）	170	671	1221
実質化の取組により新たに実質化した	52	171	362
既存のプランが実質化していると判断	106	467	799
実質化に向けた取組を実施している	12	33	60
実質化の取組を検討している	1	-	-
実質化しない	2	-	-
プランを作成していない市町村	9	-	-

資料：北海道農政部調べ

注1 令和4年(2022年)3月末現在。

注2 プラン作成市町村（予定含む）の市町村数は実数のため、内訳の合計とは一致しない。

注3 「実質化の取組により新たに実質化した」には「実質化したプランとして取り扱える取決め」を含む。

■ 人・農地プランを作成しない市町村の内訳

空知・・・歌志内市※、上砂川町※

後志・・・寿都町、泊村※、神恵内村※

渡島・・・鹿部町

宗谷・・・礼文町※、利尻町※、利尻富士町※

※基本構想未策定市町村

○ 本道では、「人・農地プラン」の実質化に向けた取組により、令和4年（2022年）3月末現在、155市町村において、638地域のプランが実質化され、中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針が定められている。

○ また、このプランに位置付けられた経営体に対しては、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の当初5年間の無利子化や強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）の活用による農業用機械等の導入、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の給付などの措置が講じられている。

■人・農地プラン実質化の取組状況について（令和4年3月時点）

	1 既存の人・農地プランの区域のうち既に実質化されていると判断した区域				2 実質化の取組により新たに実質化された人・農地プランの区域				3 人・農地プランの実質化に向けた取組を実施中の区域（実質化に向け工程表を作成した区域）						
	市町村数	区域数の合計	区域内の集落数の合計	区域内の耕地面積の合計 (ha)	市町村数	区域数の合計	区域内の集落数の合計	区域内の耕地面積の合計 (ha)	市町村数	区域数の合計	区域内の集落数の合計	うちアンケート実施済の集落数	うち地図作成済の集落数	うち話し合いが完了した集落数	区域内の耕地面積の合計 (ha)
空知	12 (55%)	76	101	70,055	10 (45%)	26	78	39,737	0 (0%)	0	0	0	0	0	0
石狩	5 (63%)	28	54	31,817	5 (63%)	28	74	10,396	0 (0%)	0	0	0	0	0	0
後志	11 (69%)	30	51	25,703	3 (19%)	3	9	5,698	2 (13%)	2	2	2	2	2	0
胆振	5 (45%)	9	44	16,865	5 (45%)	17	17	16,047	0 (0%)	0	0	0	0	0	0
日高	3 (43%)	19	19	16,073	3 (43%)	25	38	17,865	1 (14%)	1	1	1	1	1	1
渡島	1 (11%)	1	1	893	6 (67%)	25	61	16,741	2 (22%)	4	4	1	0	0	4,684
檜山	4 (67%)	20	20	16,035	2 (33%)	2	2	887	1 (17%)	1	1	1	1	1	840
上川	15 (65%)	60	137	99,744	5 (22%)	12	12	16,324	4 (17%)	18	30	18	17	6	13,904
留萌	5 (63%)	35	44	18,220	2 (25%)	6	23	5,125	1 (13%)	5	5	5	5	0	720
宗谷	2 (29%)	5	5	18,441	4 (57%)	9	9	25,546	1 (14%)	2	17	17	17	17	12,385
オホーツク	15 (83%)	35	114	145,281	3 (17%)	3	24	23,270	0 (0%)	0	0	0	0	0	0
十勝	16 (84%)	123	175	203,937	3 (16%)	6	6	40,820	0 (0%)	0	0	0	0	0	0
釧路	8 (100%)	10	18	85,369	0 (0%)	0	0	0	0 (0%)	0	0	0	0	0	0
根室	4 (80%)	16	16	95,536	1 (20%)	9	9	23,413	0 (0%)	0	0	0	0	0	0
合計	106 (63%)	467	799	843,968	52 (31%)	171	362	241,867	12 (7%)	33	60	45	43	24	40,244

資料：北海道農政部調べ

※括弧内は、局内市町村に占める割合。

(地域計画の策定)

- 令和4年5月に成立した基盤法等の改正により、人・農地プランは法定化され、同意市町村においては令和7年3月末までに「地域計画」の策定・公告が必要となった。

なお、地域計画の策定後には農地の権利移動の主流である農用地利用集積計画が活用できなくなるため、道内では令和6年度末に策定予定の市町村が80%以上となっている。

※地域計画の策定にあたって

- ・市町村において、農業者及び関係団体を集めた協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施。
- ・話し合いの結果を踏まえ、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標(目標地図)等を定めた「地域計画」を策定・公告

※地域計画の策定に係る工程表(令和4年9月28日付け4道農第3552号より)

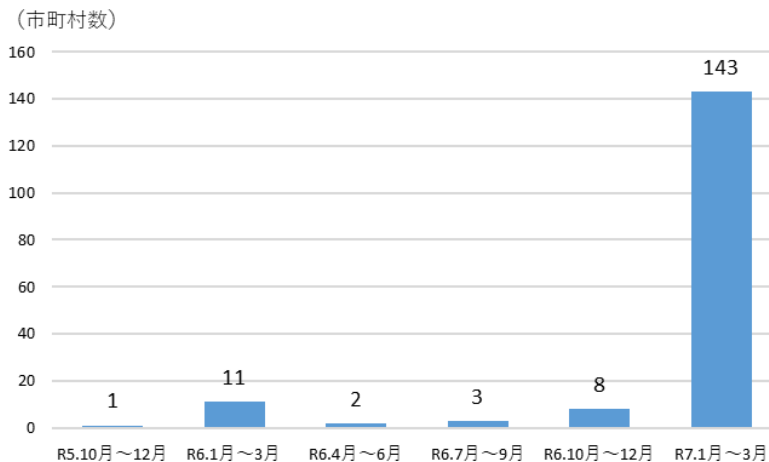
市町村においては、地域計画の策定に向けた現場の取組を一体となって支援していくことを目的として、基礎的な情報である、計画の策定に向けた工程や担当等の情報を記載した工程表を作成し、定期的に国への報告が必要とされている。

(農用地利用集積等促進計画の認可等に係る権限移譲)

- 現行の市町村による農用地利用集積計画は、改正法の施行から2年後若しくは地域計画の策定後からは、促進計画に統合・一本化され、農地バンクがこれを作成し、都道府県知事の認可・公告が必要となった。

これまで市町村で培われてきた地域主体の権利調整の仕組みを活かし、迅速な手続を可能とするため、市町村への権限移譲を推進しており、令和5年6月末時点で約9割の市町村から移譲を要望する意向を確認している。

■ 地域計画の策定予定時期の分布 (令和5年1月末時点)



※地域計画の策定に係る工程表(令和4年9月28日付け4道農第3552号)より

■ 権限移譲の意向確認状況 (令和5年6月末時点)

市町村	同意市町村 ^(注1)	権限移譲の意向がある市町村 ^(注2)	左記割合(%)
179	172	155	90.1

資料:北海道農政部調べ

注1:都道府県知事の同意を受けた市町村基本構想策定市町村

注2:令和7年3月末までに権限移譲を受ける意向を確認した市町村

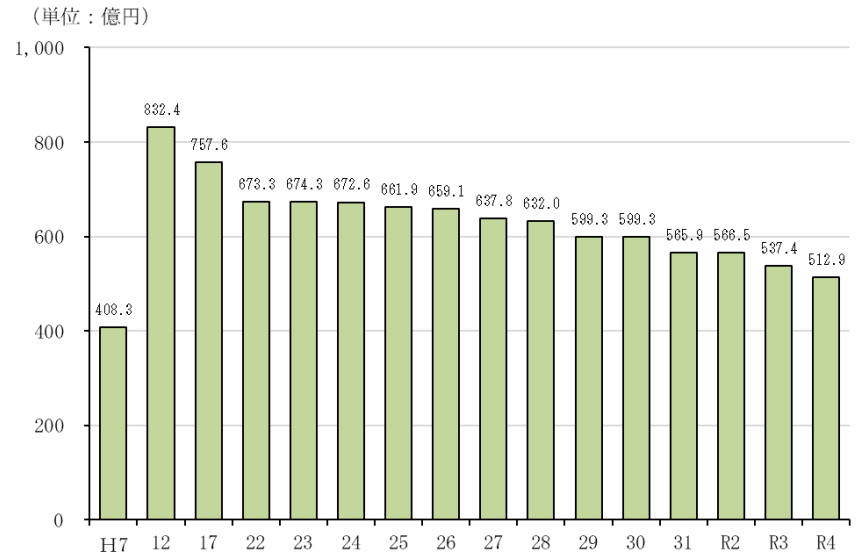
[参考]

(農地売買等事業に係る北海道の損失補償の状況)

- 機構は、農地の買入資金について、支援法人である公益財団法人全国農地保有合理化協会(以下、「全国協会」という。)から無利子の担い手支援資金の融通を受けて、農地売買等事業を実施している。
- 国は、全国協会が民間金融機関から原資供給を受ける際の利子補給を行い、都道府県は、全国協会が民間金融機関から借り入れた資金の返済を担保するため、全国協会と損失補償契約を締結している。
- 損失補償の累計額は、平成13年度の約861億円をピークに減少傾向にあり、令和4年度では約510億円となっているが、これまで損失補償を行った事例はなく、今後とも損失補償を発動することがないよう指導を徹底するとともに、損失補償に代わる保全措置についても、関係機関と協議を継続していく。

支援法人:農業経営基盤強化促進法第11条の2により農林水産大臣の指定を受けた法人。旧農地保有合理化支援法人で、全国協会が農地売買等事業を行う各都道府県機構に対する債務保証や資金の貸付等を実施する。

■ 農地売買等事業(農地保有合理化促進事業)に係る北海道の損失補償額



※資料:北海道農政部調べ
平成25年度までは、農地保有合理化促進事業